

指定数量未満の危険物及び

指定可燃物の運用基準

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部

(令和7年3月14日制定)

目 次

第1章 総則

第1	目的	1
第2	定義	1
第3	運用上の留意事項	2
第4	基準の適用範囲	2
第5	手続きの種類	2
第6	危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い	3
第7	同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定	10

第2章 指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの遵守事項

第1	指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準（条例第30条）	12
第2	少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（条例第31条の2第1項）	13
第3	少量危険物の貯蔵及び取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準（条例第31条の2第2項）	16
第4	屋外の貯蔵取扱所の技術上の基準（条例第31条の3）	27
第5	屋内の貯蔵取扱所の技術上の基準（条例第31条の3の2）	31
第6	タンク（地下タンク及び移動タンクを除く。）の貯蔵取扱所の技術上の基準（条例第31条の4）	33
第7	地下タンクの貯蔵取扱所の技術上の基準（条例第31条の5第2項）	40
第8	移動タンクの貯蔵取扱所の技術上の基準（条例第31条の6）	42

第9	少量危険物の貯蔵及び取り扱い場所の位置、構造及び設備の維持管理 (条例第31条の8)	46
----	---	----

第3章 指定可燃物の貯蔵及び取扱いの基準

第1	指定可燃物の特性	47
第2	品名の区分	47
第3	指定可燃物の貯蔵及び取扱い	53
第4	指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い	54
第5	指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定	54
第6	可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準 (第33条第1項)	55
第7	可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準 (第33条第2項)	55
第8	基準の準用 (第33条第3項)	56
第9	綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準 (第34条第1項)	56
第10	綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準 (第34条第2項)	57

第4章 消火設備

第1	少量危険物	60
第2	指定可燃物	60

第1章 総則

第1 目的

この基準は、消防法に定める危険物について、消防法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令で定める数量（以下「指定数量」という。）の危険物（危険物の規制に関する政令第1条の11別表第3）にあつては指定数量未満、指定可燃物にあつては、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合火災予防条例別表第8の品名欄に掲げる品名で数量欄に定める数量以上のものについて、当該危険物及び指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合における一般的な遵守事項について定めたものであり、審査に関する公平性及び正確性を確保するとともに、事務の迅速化を図ることを目的とする。

なお、一般家庭で使用される危険物及び指定可燃物についても、この基準の規制を受けるものである。

第2 定義

- 1 法 消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- 2 施行令 消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 3 施行規則 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 4 危政令 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- 5 危規則 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- 6 危告示 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）をいう。
- 7 条例 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合火災予防条例（平成28年条例第7号）をいう。
- 8 条例規則 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合火災予防条例施行規則（昭和48年規則第7号）をいう。
- 9 建基法 建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 10 建基令 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 11 少量危険物 危政令別表第3で定める指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物をいう。
- 12 微量危険物 危政令別表第3で定める指定数量の5分の1未満の危険物をいう。
- 13 可燃性固体類等 可燃性固体類及び可燃性液体類をいう。
- 14 可燃性液体類等 可燃性固体類等及び第4類の少量危険物のうち動植物油類をいう。
- 15 綿花類等 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物をいう。
- 16 廃棄物固形化燃料等 再生資源燃料のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるものをいう。
- 17 J I S 日本産業規格をいう。

第3 運用上の留意事項

- 1 当運用基準は、法令基準のほか、行政指導事項を定めたものであり、指導基準については、防火対象物の関係者、設計者、施工者等に火災安全向上の必要性や具体策について、火災事故事例や技術的背景等の説明を行い、協力を得て実現すること。
- 2 当運用基準の行政指導に該当するものには、◆を付す。

第4 基準の適用範囲

- 1 この基準は、令和7年3月14日から適用するものとする。
- 2 この基準適用の際、現に条例第6章の規定により届出をして設置されているものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、なお従前の例によるものとする。

第5 手続きの種類

1 少量危険物貯蔵取扱（廃止）届

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上指定数量未満）は、あらかじめその旨を消防長へ届け出なければならない。

また、貯蔵又は取扱いを廃止するときも同様とする。

2 指定可燃物貯蔵取扱（廃止）届

条例別表第8で定める数量の5倍以上の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては同表で定める数量以上貯蔵し、又は取り扱う場合）は、あらかじめその旨を消防長へ届け出なければならない。

また、貯蔵又は取扱いを廃止するときも同様とする。

3 少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱届の届出には、次の書類を必要に応じて提出すること。

- (1) 少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い届出書
- (2) 貯蔵取扱場所位置図
- (3) 平面図・立面図
- (4) 設備配置図
- (5) 設備詳細図
- (6) 配管図
- (7) タンク詳細図
- (8) タンク検査済証（写し）

第6 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、法第10条第2項に準じるものとするが、具体的には次の例による。

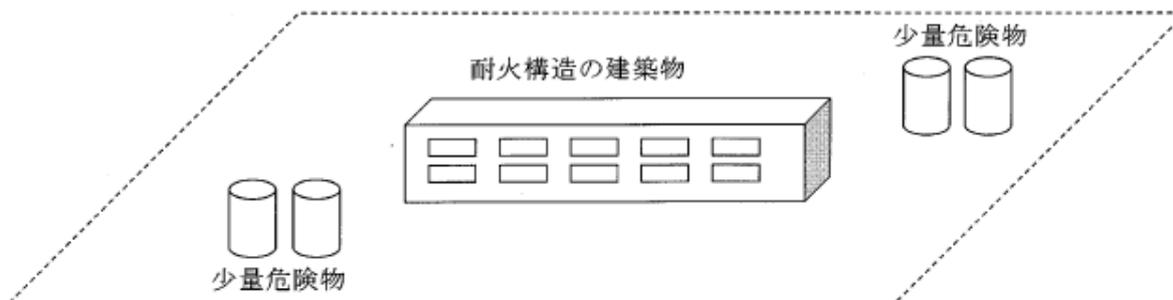
なお、微量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とする。

1 屋外の場合

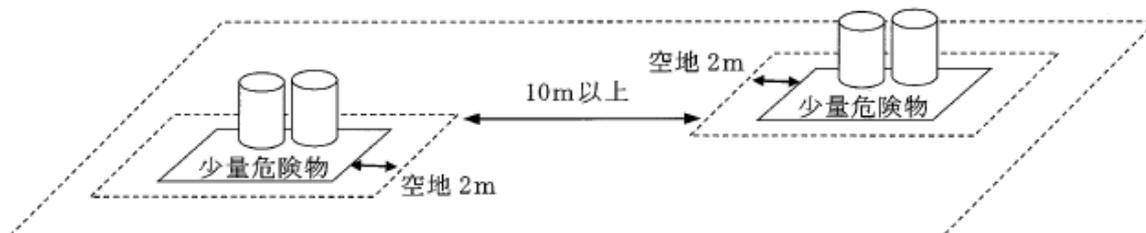
(1) 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合

原則として、敷地ごととする。ただし、施設相互間が耐火構造の建築物又は塀等で防火上有効に隔てられている場合、又は、防火上安全な距離を有する場合等、各施設が独立性を有していると認められる場合は、それぞれの施設ごととする（第1-1図、第1-2図参照）。

なお、防火上安全な距離は、実状によることとし、同一敷地内にある微量危険物は、できる限り分散させないこと。



第1-1図 耐火構造の建築物により隔てられている例



第1-2図 防火上安全な距離を有している例

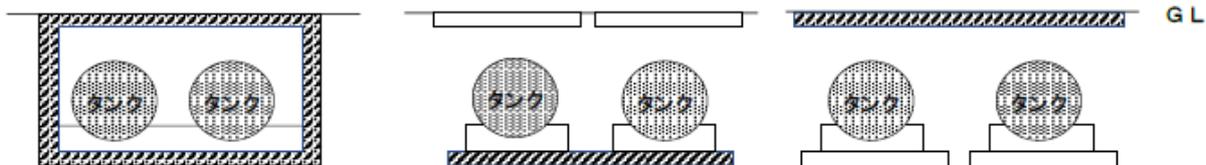
(2) タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

原則として、タンクごととする。ただし、地下タンクで次のいずれかに該当する場合は、一の地下タンクとする。

ア 同一のタンク室内に設置されている場合（第1-3図参照）

イ 同一の基礎上に設置されている場合（第1-4図参照）

ウ 同一のふたで覆われている場合（第1-5図参照）



第1-3図 同一タンク室の例 第1-4図 同一基礎の例 第1-5図 同一ふたの例

(3) タンクと設備が同一工程の場合

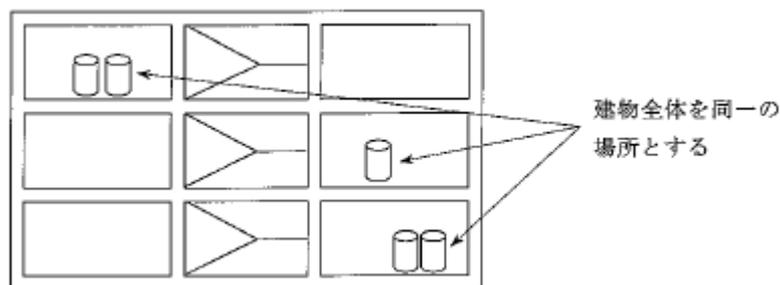
貯蔵及び取扱いが同一工程である場合は、同一工程ごととすることができる（第1-6図参照）。



第1-6図 同一行程の場合

2 屋内の場合

原則として建築物ごととする。（第1-7図参照）



第1-7図 屋内の場合

ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととすることができる。

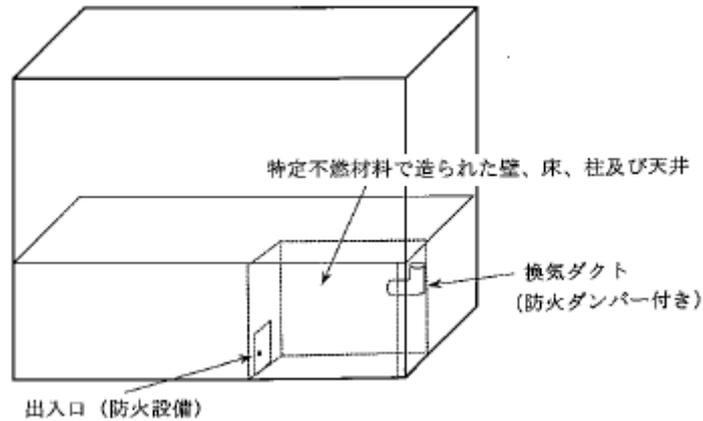
(1) 危険物を取り扱う設備の場合

次のア又はイによる。

なお、危険物を取り扱う設備とは、吹付塗装用設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、消費設備（ボイラー、バーナー等）、油圧装置及び潤滑油循環装置等をいう。

ア 危険物を取り扱う設備が、出入口、屋外に面する窓及び配管等（危険物関係施設に必要不可欠な配管、電線及び換気ダクトに限る。）以外の開口部を有しない特定不燃材料で

他の部分と区画されている場所（以下「不燃区画例」という。）（第1－8図参照）



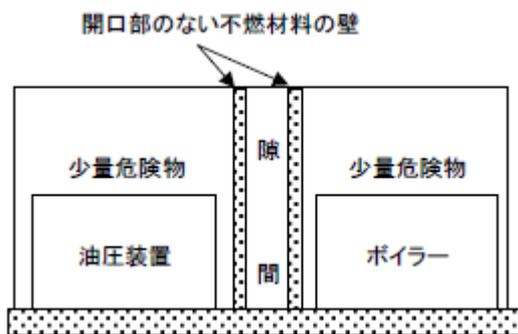
(注)・出入口は、防火設備とすること。

- ・不燃区画例の屋外に面する壁に窓を設ける場合は、防火設備とする。
- ・換気ダクトには、防火ダンパーを設置すること。
- ・不燃区画例の壁、床及び天井（上階がある場合は、上階の床。）を貫通する配管等は、区画に応じた貫通処理を行うこと。

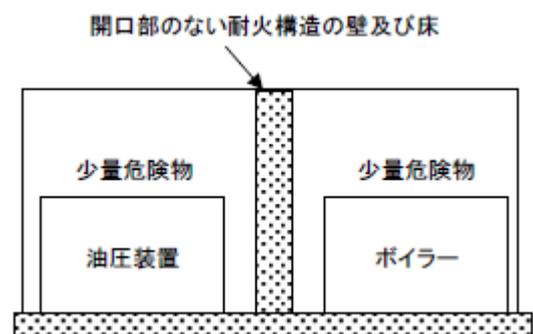
第1－8図 不燃区画例

なお、不燃区画例の少量危険物貯蔵取扱所を連続（隣接）して設けることは、原則できない。

また、不燃材料で造られた二重構造の壁で隙間を設けて設置することも認められない（第1－9図参照）。ただし、少量危険物貯蔵取扱所相互に隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りでない（第1－10図参照）。



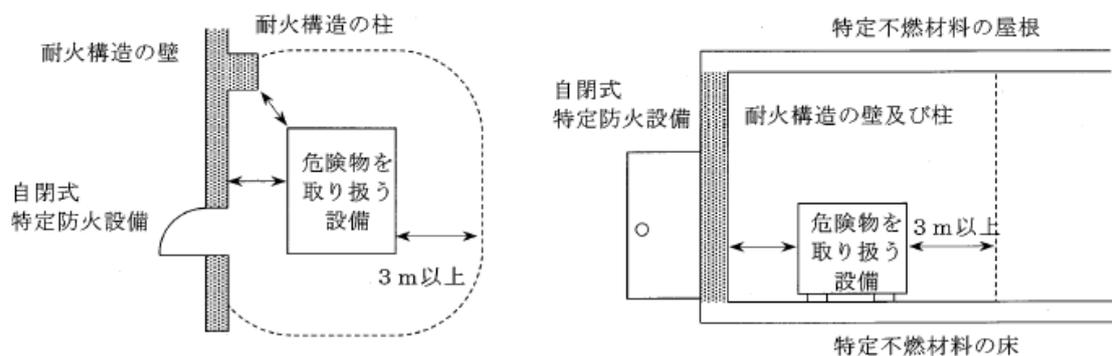
第1－9図 認められない例



第1－10図 認められる例

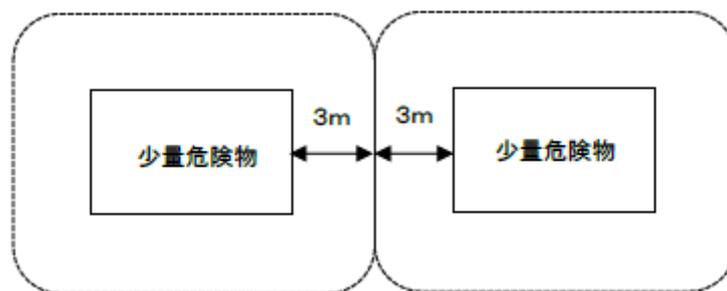
イ 危険物を取り扱う設備（危険物を送油するための配管、ストレーナー及び流量計（ポンプを除く。）等の附属設備を除く。）の周囲に幅3m以上の空地が保有されている場所（以下「保有空地例」という。）

(ア) 当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあつては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。ただし、建築物の壁に随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備（以下「自閉式特定防火設備」という。）が設けられているものについては、この限りでない（第1-11図参照）。



第1-11図 保有空地例

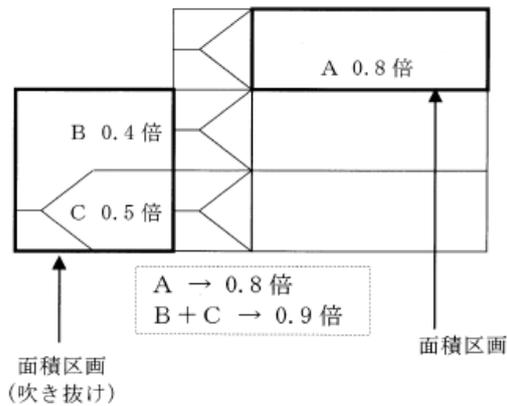
- (イ) 空地は、上階がある場合にあつては上階の床又は天井（天井がない場合は小屋裏）までをいう。空地の上方に電気配線、ダクト等が通過する場合は、火災の実態危険がないものであること。
- (ウ) 保有空地における空地の範囲を、ペイント及びテープ等により明示するよう指導する。◆
- (エ) 複数の危険物を取り扱う設備をそれぞれ保有空地例で設置する場合は、空地を相互に重複しないこと（第1-12図参照）。



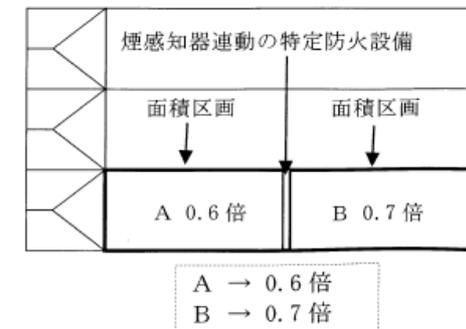
第1-12図 保有空地例により複数設置する場合

- (2) 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合
不燃区画例による。
- (3) 百貨店等で化粧品等の商品が陳列販売されている場合
階ごとに防火上有効に区画された場所とする。
- (4) 大学、研究所その他これらに類する施設における実験室、病院、大規模防火対象物等における危険物の貯蔵、取扱いの場合
 - ア 不燃区画例による場所
 - イ 階ごとに防火上有効に区画された場所
 - (ア) 建基令第112条第1項の防火区画（面積区画）がされた場所（第1-13図参照）

【例1】認められる場合



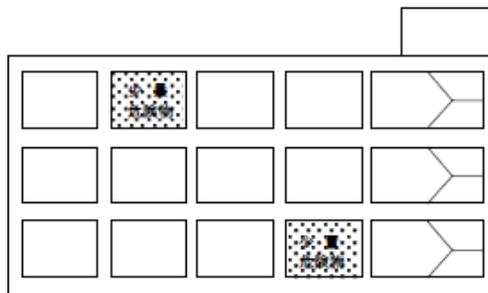
【例2】認められる場合



※ それぞれの場所とした面積区画が連続（隣接）する場合、隣接する開口部を煙感知器に連動して閉鎖する特定防火設備（防火扉又は防火扉付き防火シャッター）とすることは認められる。

第1-13図 面積区画による場合

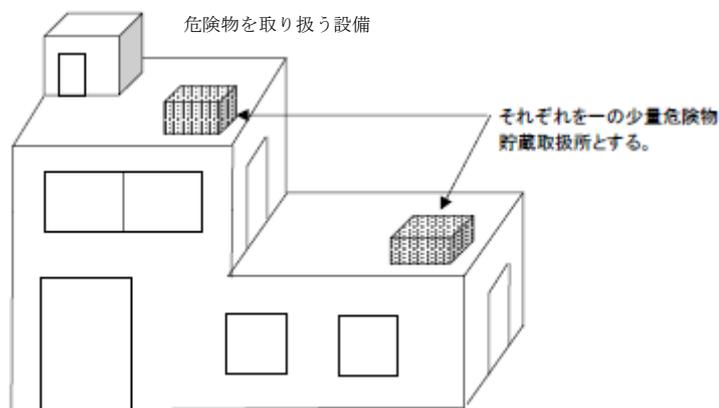
- (イ) 建基令第112条第11項の防火区画（堅穴区画）がされた場所
- (5) 共同住宅等において貯蔵し、又は取り扱う場合（階層住宅等の燃料供給施設を含む。）
管理権原者の異なる場所ごととする（第1-14図参照）。



第1-14図 共同住宅等の場合

3 屋上の場合

原則として、屋上ごととする（第1-15図参照）。ただし、同一の建築物に階層が連続しない陸屋根が2以上ある場合は、陸屋根ごととする。

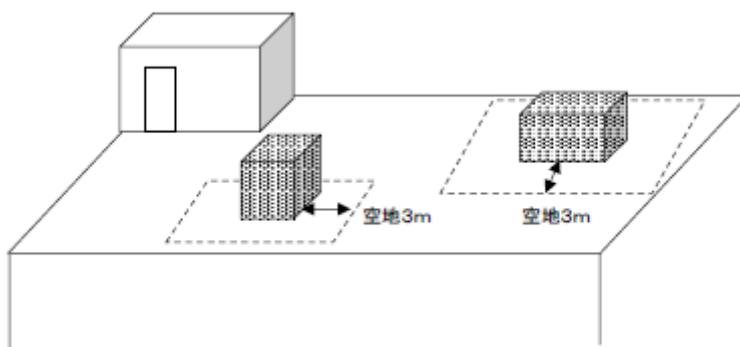


第1-15図 屋上に設置する例

また、1の陸屋根に、保有空地例による少量危険物貯蔵取扱所を設置する場合（ボイラー又は発電設備等の消費設備及びその不随するタンクに限る。）は、それぞれに示す場所ごととすることができる。

この場合において、保有空地例における空地の範囲をペイント及びテープ等により明示するよう指導する。◆

なお、複数の危険物を取り扱う設備をそれぞれ保有空地例で設置する場合は、空地を相互に重複しないこと（第1-16図参照）



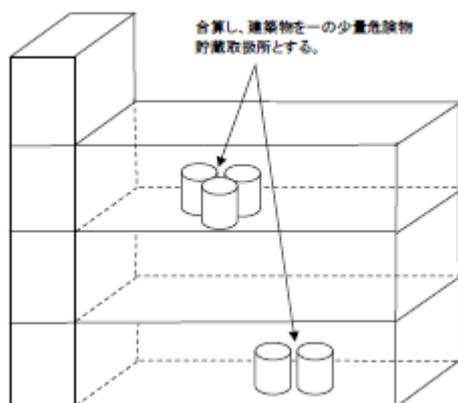
第1-16図 保有空地例により複数設置する場合

4 特殊な場所の場合

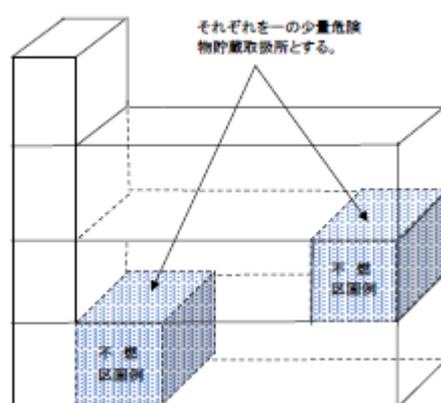
(1) 新築工事中の現場において貯蔵し、又は取り扱う場合

原則として、建築物ごととする（第1-17図参照）。ただし、不燃区画例による場合は、

この限りでない（第1-18図参照）。



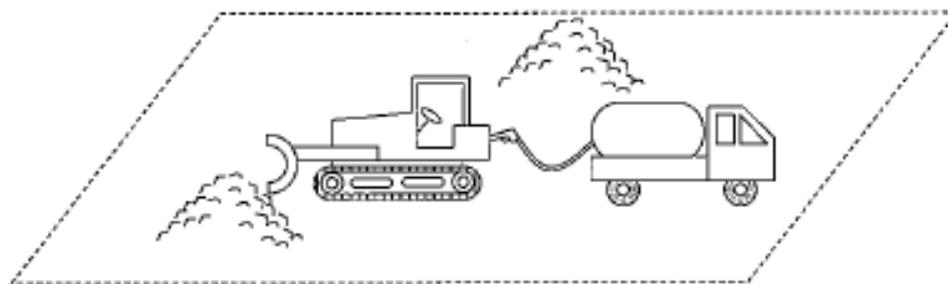
第1-17図 新築工事中建物の場合



第1-18図 不燃区画例による場合

(2) 建設現場等において土木建設重機等に給油する場合

土木建設重機等が工事のため移動する範囲ごととする（第1-19図参照）。



第1-19図 建設現場等で土木建設重機等に給油する場合

(3) シールド工事で危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

立坑及び掘削機により掘削する場所ごととする。ただし、複数のトンネルを複数のシールドマシンを用いて工事する場合であっても、立坑を共有し、かつ、到達点が同一であるものは当該場所ごととする。

なお、掘削機等で貯蔵し、又は取り扱う危険物は、引火点100℃以上のものを100℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱う場合に限る。

(4) 建築物に設置された免震用又は制振（震）用オイルダンパーで危険物を取り扱う場合

建築物に設置された各免振用又は制振（震）用オイルダンパー（免震用については国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）のうち、第3石油類等の危険物を取り扱うもので、次の要件に適合するものにあつては、当該オイルダンパーごととする。

ア 取り扱う危険物は、指定数量の5分の1未満の高引火点危険物（引火点が100℃以上の第4類の危険物）であること。

イ 円筒状の鋼製シリンダー及びその附属部分に危険物が密閉されているものであること。

第7 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定については、次の例による。

1 貯蔵施設の場合

貯蔵する危険物の全量とする。

2 取扱施設の場合

取り扱う危険物の全量とする。

なお、算定方法は次に掲げる危険物の取扱形態等の区分によることとし、複数の取扱形態等を有する場合は合算するものとする。

- (1) 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、瞬間最大停滞量をもって算定する。
- (2) ボイラー、発電設備等の危険物の消費については、1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

なお、非常時に運転を計画するボイラー、発電設備等については、原則、定格負荷時の燃料消費量（非常時の燃料消費量が自動的に制限されるボイラー等については、制限状態における最大燃料消費量とすることができる。）で24時間（貯蔵量等から1日あたりの運転可能時間が24時間未満であることが明らかである場合は、当該運転可能時間とすることができる。）運転するものとして数量を算定する。

3 貯蔵施設と取扱施設とを併設する場合

- (1) 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合（ボイラーと当該ボイラー用燃料タンクを同一の室内に設けた場合等）

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量とを比較して、いずれか大きい方の量とする。

- (2) 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とする。

- (3) 自動車等へ給油することを目的に設けられた簡易タンクの場合

貯蔵量又は1日の取扱数量のいずれか大きい方の量とする。

4 算定から除外できる場合

- (1) 指定数量の5分の1未満の燃料装置部が同一の室内に設置されている石油ストーブ・こんろ等で専ら室内の暖房又は調理等の用に供する場合は、当該石油ストーブ・こんろ等で取り扱う危険物を当該室内における危険物の数量の算定から除外することができる。

- (2) 建設現場等における土木建設重機等（指定数量未満の危険物を保有するものに限る。）の燃料タンク内の危険物は数量の算定から除外し、1日の給油量で算定することができる。

- (3) 自動車等の燃料タンク内の危険物は数量の算定から除外することができる。(燃料タンクに危険物を収納している自動車等を陳列する場合等の規制について(昭和49年7月30日付け消防予第102号))

第2章 指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの遵守事項

第1 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準（条例第30条）

1 火気の使用（第1号）

「みだりに火気を使用しないこと」とは、危険物の性質及び作業工程等を考慮し、火気の使用は、次の各号のすべてを満たすこと。

- (1) 正当な理由がある場合に限ること。
- (2) 管理が徹底されていること。
- (3) 防火上安全な場所であること。
- (4) 安全な方法による火気の使用であること。

2 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の漏れ、あふれ、又は飛散しないよう必要な措置（第3号）

「当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないよう必要な措置」とは、貯蔵及び取扱形態に応じた密栓、受皿及びバルブの管理等をいう。

3 危険物の容器（第4号）

(1) 容器

「容器」は、固体の危険物にあつては危規則別表第3及び第3の3、液体の危険物にあつては危規則別表第3の2及び第3の4において適応する運搬容器の材質又はこれと同等以上の耐熱、耐薬品性及び強度を有する材質のものとする。

(2) 表示

文字の大きさ、色等は任意とするものであるが、容器の大きさ及び色等を考慮し、容易に識別できるものとする。

(3) 運搬容器

危険物の運搬に用いる容器は、法第16条の適用を受けるものであること。

4 地震等による容器の転倒防止措置（第6号）

地震等による容器の転倒防止措置は、次による。

- (1) 高さが低く、据付面積が大きい戸棚等容易に転倒しないと認められるものは、固定しないことができるものとする。

- (2) 容器の転倒、転落及び破損を防止する有効な柵及び滑り止め等については、次による。

ア 柵

(イ) 容器の転倒及び転落を防止する有効な柵については、ビニルコード及びカーテンワイヤー等のたるみを生じる材料を避け、金属及び木等の板又は棒状のものを使用する。

(イ) 柵等の高さは、容器の滑動等を考慮し、かつ、収納する容器等の大きさに合わせる。

イ 滑り止め

容器の滑り止めについては、次の例によるほか、柵等に固定する。

- (ア) 容器1本ごとにセパレート型とする。
- (イ) 容器の大きさに応じ、台にくぼみ等を設ける。
- (ウ) 容器を砂箱内に収納する。

第2 少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（条例第31条の2第1項）

1 危険物の性質に応じた遮光、換気（第3号）

- (1) 「危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行う」とは、温度又は湿度の変化により酸化又は分解等を起こすおそれのないように、適正温度又は湿度を保つために遮光、換気を行うことをいう。
- (2) 「遮光」とは、直射日光に限らず光をあてない措置を講じることをいう。
- (3) 「換気」とは、換気設備により室内の空気を有効に置換するとともに、室温を上昇させないことをいう。

2 温度計、湿度計、圧力計、その他の計器の監視（第4号）

- (1) 「その他の計器」には、液面計、流速計、流量計、導電率計、回転計及び電流計等が含まれる。
- (2) 計器類の監視は次による。
 - ア 計器類の監視は、危険物の貯蔵取扱形態の実態に応じた方法で行うこと。
 - イ 計器類が多数設置される施設にあっては、集中して監視できる方法を指導する。◆

3 変質、混入防止（第5号）

「必要な措置」とは、タンク又は容器が危険物の区分により明確に分かるよう表示する等をいう。

4 可燃性の蒸気等が滞留するおそれのある場合等の措置（第7号）

- (1) 「可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」とは、実態により判断されるものとする。
- (2) 「可燃性の蒸気」とは、ガソリン等の特殊引火物、アルコール類、第1石油類及び第2石油類の蒸気をいう。
- (3) 「可燃性のガス」とは、アセチレン、水素、液化石油ガス及び都市ガス等、可燃性のものをいう。
- (4) 「可燃性の微粉」とは、マグネシウム及びアルミニウム等の金属粉じん並びに小麦粉及びでん粉その他可燃性粉じんで、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに

爆発するおそれがあるものをいう。

(5) 「完全に接続し」とは、接続器具及びネジ等を用いて堅固に、かつ、電氣的に確実に接続し、接続点に張力が加わらない状態をいう。

(6) 「火花を発する機械器具、工具、履物等」には、次に示すものがある。

ア 機械器具

- (ア) グラインダー等衝撃により火花を発するもの
- (イ) 電熱器及び暖房機器等、高温部を有するもの
- (ウ) 電気設備（防爆構造を除く。）

イ 工具、履物等

ハンマー、底に鉄びょうのある靴等、衝撃により火花を発するもの

5 加熱、乾燥（第10号）

「危険物の温度が局部的に上昇しない方法」には、次の方法がある。

- (1) 直火を使用しない方法
- (2) 熱源と被加熱物とを相対的に動かしている方法
- (3) 被加熱物の温度分布に片よりを生じさせない方法

6 塗装作業を行う場合の防火上安全な場所（第12号）

「防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所」とは、次のいずれかの場所とする。

- (1) 屋外であって、火源等から安全と認められる距離を有している場所
- (2) 屋内であって、火源等から安全と認められる距離を有しており、かつ、周囲の壁のうち2方向以上が開放されているか、又はそれと同等以上の通風、換気が行われている場所
- (3) 屋内の区画された場所であって、次の条件を満たすもの

ア 隔壁は、不燃材料で造られたもの又はこれと同等以上の防火性能を有する構造のものであること。

イ 隔壁に開口部を設ける場合は、防火設備が設けられていること。

ウ 当該区画された場所内に火源となるものが存在しないこと。

- (4) 屋内において、有効な不燃性の塗装ブースが設けられており、かつ、当該塗装場所内に火源となるものが存在しない場所

7 焼入れ作業の方法（第13号）

「危険物が危険な温度に達しないようにして行う」には、次の方法がある。

- (1) 焼入油の容量を十分にとる方法
- (2) 循環冷却装置を用いる方法
- (3) かく拌装置を用いる方法
- (4) 冷却コイルを用いる方法
- (5) その他、上記と同等以上の効果があると認められる方法

8 バーナーの逆火防止及び危険物の流出防止方法（第15号）

バーナーの逆火防止及び危険物の流出防止については、次の方法がある。

(1) バーナーの逆火防止方法

ア プレパージ

バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガス等を有効に除去する方法

イ ポストパージ

バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間送風を継続して、燃焼室内の未燃焼ガス等を有効に除去する方法

(2) 危険物の流出を防止する方法

ア 燃料をポンプにて供給している場合等に戻り管を設置する方法

イ フレームアイ、フレームロッド及び火災監視装置等により、バーナーの不着火時における燃料供給を停止する方法

9 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合の基準（第16号）

(1) 危険物を内装容器等に収納し、又は詰め替える場合は、次による。

ア 収納し、又は詰め替える容器は、容積又は重量にかかわらず当該基準が適用される。

イ 「これと同等以上であると認められる容器」には、次のものがある。

(ア) 危告示第68条の2の3に掲げる容器

(イ) 危告示第68条の3の3に定める容器

(2) 内装容器等の表示については、次による。

内装容器の表示方法（第2-1表参照）

第2-1表 表示の基準

条 文	収納し、又は詰め替える危険物及び内装容器等の最大容積	品名 危険等級 化学名 水溶性	危険物の 数 量	注意事項
危規則第39条の3第2項	・危規則別表第3、3の2、3の3及び3の4による	要	要	要
危規則第39条の3第3項	・第一、二、四類（危険等級Ⅰの危険物を除く。）の危険物 ・最大容積500mL以下	通称名	要	同一の意味を有する他の表示
危規則第39条の3第4項	・第四類の化粧品（エアゾールを除く。） ・最大容積150mL以下	不要	要	不要
	・第四類の化粧品（エアゾールを除く。） ・最大容積150mLを超え300mL以下	不要	要	同一の意味を有する他の表示

危規則第39条の3第5項	・第四類のエアゾール ・最大容積 300mL 以下	不要	要	同一の意味を有する他の表示
危規則第39条の3第6項	・第四類の危険物のうち動植物油類 ・最大容積 2.2L 以下	通称名	要	同一の意味を有する他の表示

10 容器の積み重ね高さ（第17号）

危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合の高さは、地盤面（GL）又は床面（FL）から容器の上端までの高さをいう。

第3 少量危険物の貯蔵及び取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準（条例第31条の2第2項）

1 標識、掲示板（第1号）

標識及び掲示板は、条例規則第5条による。

また、設置については次によること。

(1) 移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱所

ア 標識、掲示板は、出入口付近等の外部から見やすい位置に設ける。

イ 標識、掲示板は、施設の外壁又はタンク等に直接記載することができる。

ウ 標識、掲示板の材質は、耐候性、耐久性があるものとし、また、その文字は、雨水等により容易に汚損したり消えたりすることがないものとする。

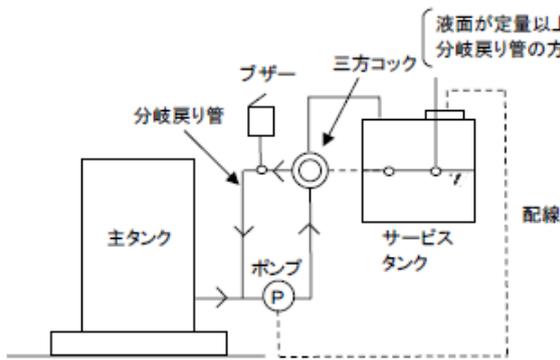
(2) 移動タンク

標識は、車両の前後から確認できる見やすい位置に設ける。この場合、必ずしも2箇所に設ける必要はない。

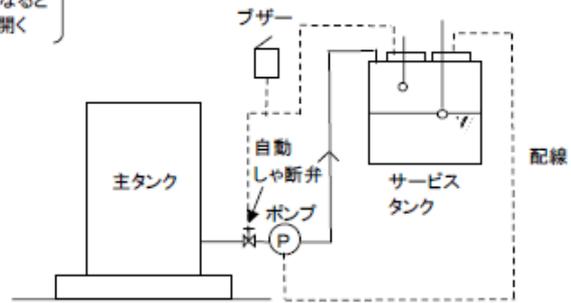
2 漏れ、あふれ又は飛散を防止する構造（第2号）

(1) 「漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備」とは、二重管、二重配管、戻り配管、波返し、フロートスイッチ、ブース、受皿、囲い、逆止弁及びふた等をいい、危険物の貯蔵、取扱形態及び地震対策を考慮して実態により有効なものであること。

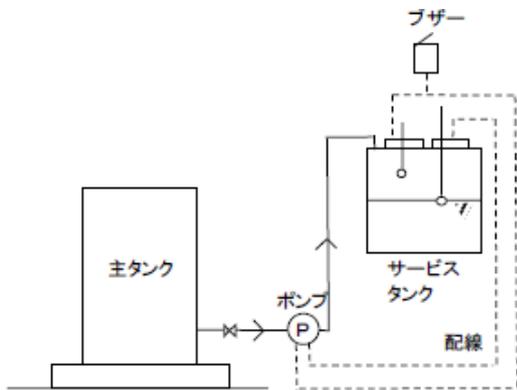
(2) サービスタンクについては、過剰給油を有効に戻すことができる戻り専用管（自然流下による管にあっては、給油管の径の概ね1.5倍以上の径を有するものとし、かつ、弁を設けないこと。）等の設置を次の例により指導する（第2-1図～第2-4図参照）。◆



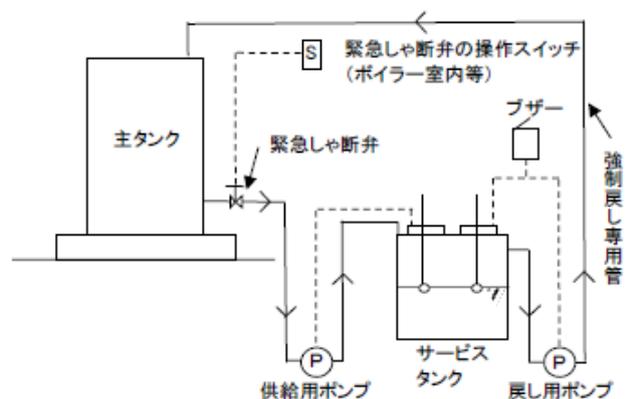
第2-1図 分岐装置



第2-2図 二重フロートスイッチによるしゃ断弁



第2-3図 二重フロートスイッチによるポンプ停止装置



第2-4図 強制戻し専用管及び緊急しゃ断弁

3 温度測定装置 (第3号)

「温度測定装置」は、危険物を取り扱う設備の種類、危険物の貯蔵、取扱形態、危険物の物性、測定温度範囲等を十分に考慮し、安全で、かつ、温度変化を正確に把握できるものであること。

4 危険物を加熱し、又は乾燥する設備 (第4号)

- (1) 「防火上安全な場所」とは、直火の設備が危険物を取り扱う場所と防火的に区画されている場所をいう。
- (2) 「火災を防止するための附帯設備」については、次の例がある。
 - ア 温度を自動的に制御できる装置又は機構
 - イ 引火又はいつ流着火を防止できる装置又は機構
 - ウ 局部的に危険温度に加熱されることを防止する装置又は機構

5 圧力計及び安全装置（第5号）

- (1) 加圧設備等における「圧力計」については、次の条件を満たすものとする。
- ア 常時、圧力が視認できるもの
 - イ 最大常用圧力の1.2倍以上の圧力を適切に指示できるもの
- (2) 加圧設備等における「有効な安全装置」については、次に掲げるほか、タンク本体又はタンクに直結する配管に取り付けるものとし、その取付位置は、点検が容易であり、かつ、作動した場合に気体のみ噴出し、内容物を吹き出さない位置とする。
- ア 自動的に圧力の上昇を停止させる装置
 - イ 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの
 - ウ 警報装置で、安全弁を併用したもの

6 引火性の熱媒体を使用する設備（第6号）

「熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造」とは、熱媒体又はその蒸気がそのまま噴出しないよう、当該安全装置から配管等で冷却装置や予備タンク等に導く構造をいう。

7 電気設備（第7号）

「電気工作物に係る法令」については、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）による。

8 静電気を有効に除去する装置（第8号）

- (1) 「静電気が発生するおそれのある設備」とは、特殊引火物、第1石油類、第2石油類及び導電率が 10^4 p S/m （ピコジーメンズ／メートル）以下の危険物を取り扱う設備をいう。
- (2) 「静電気を有効に除去する装置」については、次のア又はイによる。
- ア 接地によるもの
 - (ア) 接地抵抗値が概ね $1,000 \Omega$ 以下となるよう設ける。
 - (イ) 接地端子と接地導線との接続は、ハンダ付等により完全に接続する。
 - (ウ) 接地線は、機械的に十分な強度を有する太さとする。
 - (エ) 接地端子は、危険物を取り扱う設備の接地導線と確実に接地ができる構造とし、取付箇所は引火性危険物の蒸気が漏れ、又は滞留するおそれのある場所以外とする。
 - (オ) 接地端子の材質は、導電性の良い金属（銅及びアルミニウム等）を用いる。
 - (カ) 接地導線は良導体の導線を用い、ビニール等の絶縁材料で被覆し、又はこれと同等以上の導電性、絶縁性及び損傷に対する強度を有するものとする。
 - イ その他、前アと同等以上の静電気除去性能を有する方法によるもの

9 危険物を取り扱う配管（第9号）

(1) 配管の材質

ア 金属製配管

「その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するもの」のうち金属製のものには、次の規格に適合する配管材料がある（第2-2表参照）。

第2-2表 配管材料

規格番号	名称	記号
JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	SS
3103	ボイラ及び圧力容器用炭素鋼及びモリブデン鋼鋼板	SB
3106	溶接構造用圧延鋼材	SM
3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP
3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG
3455	高圧配管用炭素鋼鋼管	STS
3456	高温配管用炭素鋼鋼管	STPT
3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	STPY
3458	配管用合金鋼鋼管	STPA
JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管	SUS-TP
3460	低温配管用鋼管	STPL
4304	熱間圧延ステンレス鋼板	SUS-HP
4305	冷間圧延ステンレス鋼板	SUS-CP
4312	耐熱鋼板	SUH-P
JIS H 3300	銅及び銅合金継目無管	C-T C-TS
3320	銅及び銅合金溶接管	C-TW C-TWS
4080	アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管	A-TES A-TD A-TDS
4090	アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管	A-TW A-TWS
4630	配置用チタン管	TTP

イ 合成樹脂製配管

危険物保安技術協会の性能評価を受けた合成樹脂製配管を使用する場合は、性能評価確認書を確認すること。

ウ 強化プラスチック製配管（以下「FRP配管」という。）

液体の危険物を取り扱う配管及び通気管には、金属製以外のものとしてFRP配管を次により使用することができる。

(ア) 設置場所

- a FRP配管は、火災等による熱により悪影響を受けるおそれがないよう地下に直接埋設する。
- b 蓋を鋼製、コンクリート製又はこれらと同等以上の不燃材料とした地下ピットに設けることができる。ただし、自動車等の通行するおそれのある場所に蓋を設ける場合には、十分な強度を有するものであること。

(イ) 取り扱うことができる危険物

特に指定しない。

(ウ) 配管・継手の材質等は、次のとおりとする。

- a FRP配管は、JIS K 7013「繊維強化プラスチック管」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管」に適合又は相当する呼び径100A以下のものとする。
- b 継手は、JIS K 7014「繊維強化プラスチック管継手」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管」に適合又は相当するものとする。

(2) 接続方法

ア FRP配管相互の接続は、JIS K 7014「繊維強化プラスチック管継手」附属書3「繊維強化プラスチック管継手の接合」に規定する接着剤とガラステープを用いる突き合わせ接合、テーパソケットを用いる重ね合わせ接合又はフランジを用いるフランジ継手による接合のいずれかによる。

なお、突き合わせ接合は、重ね合わせ接合又はフランジ継手による接合に比べて高度の技術を要することから、施工上、突き合わせ接合でしか施工できない箇所以外の接合箇所は、重ね合わせ接合又はフランジ継手とするよう指導する。◆

イ FRP配管と金属製配管との接合は、原則としてフランジ継手とする。ただし、接合部分の漏えいを目視により確認できる措置を講じた場合には、トランジション継手による重ね合わせ接合とすることができる。この場合、危険物保安技術協会の性能評価を受けたFRP用トランジション継手については、接合部分の漏えいを目視により確認できる措置は要しない。

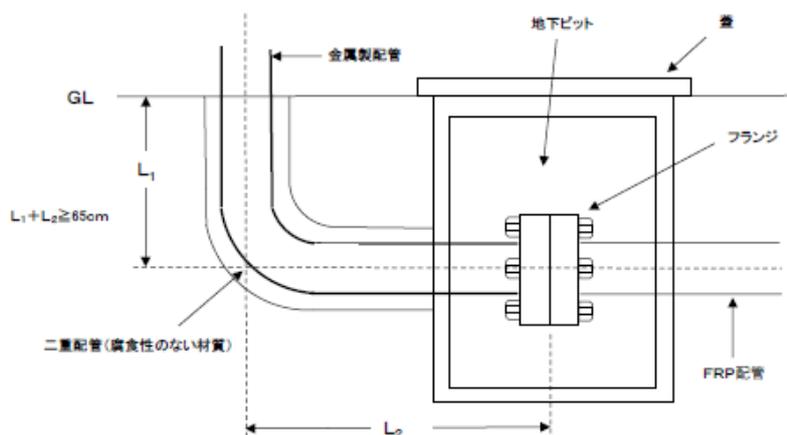
ウ 接合に使用する接着剤は、FRP配管の製造メーカーにより異なることから、製造メーカーが指定するものであることを確認する。

また、突き合わせ接合には、接合部分の強度を保持させるため、ガラステープ（幅75mm）を巻く場合には、呼び径が50A以下で概ね15巻き、呼び径が50Aを超えるもので概ね18巻きとするよう指導する。◆

エ 突き合わせ接合又は重ね合わせ接合は、条例第31条の2第2項第9号ホに規定する「溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたもの」に該当するものであるが、フランジ継手による接合は、当該事項に該当しないものであり、接合部分からの危険物の漏えいを点検するため、地下ピット内に設けること。

オ 地上に露出した金属製配管と地下に埋設されたFRP配管を接続する場合には、次のいずれかの方法とすること。

(ア) 地下ピット内で接続し、かつ、金属製配管の地盤面からの埋設配管長が65cm以上ある場所とする（第2-5図参照）。ただし、危険物保安技術協会の性能評価を受けたFRP用トランジション継手とする場合は、地下ピットを設ける必要はない。



第2-5図 地下ピット内での接続例

(イ) 金属製配管について、耐火板により地上部と区画した地下ピット内において耐火板から120mm以上離れた位置でFRP配管に接続すること（第2-3表、第2-6図参照）。

なお、施工にあたっては、次の点に留意すること。

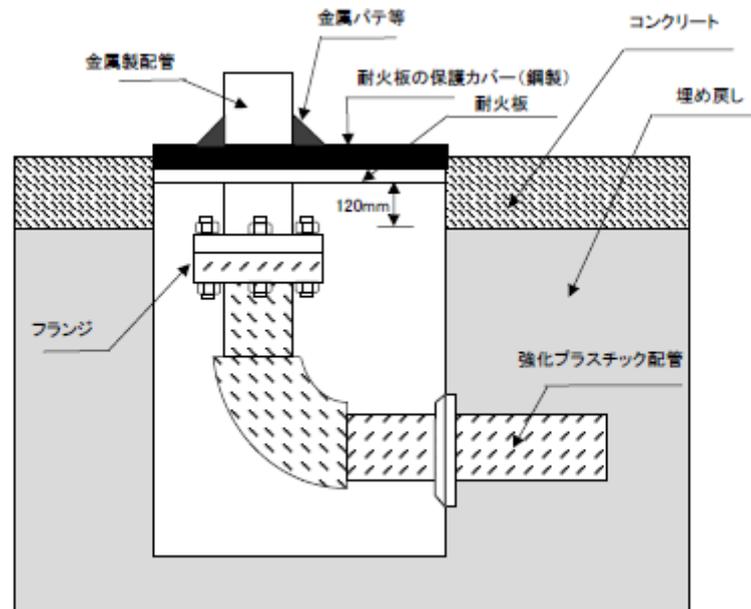
- a 地上部と地下ピットを区画する耐火板は次表に掲げるもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。
- b 耐火板の金属製配管貫通部の隙間を金属パテ等で埋めること。
- c 耐火板は、火災発生時の消火作業による急激な温度変化により損傷することの防止や、踏み抜き等の防止のため、鋼製の板等によりカバーを設けること。
- d 耐火板は周囲の環境に応じたものを使用するよう指導する。◆

特に屋外で常に風雨にさらされているような場所には、せっこうボード等は使用しないよう指導する。◆

第2-3表 耐火板の種類と必要な厚さ

耐火板の種類	規格	必要な厚さ
けい酸カルシウム板	JIS A 5430「繊維強化セメント板」表1 「0.5 けい酸カルシウム板」	25mm 以上

せっこうボード	JIS A 6901 「せっこうボード製品」表1 「せっこうボード」	34mm 以上
A L C板	JIS A 5410 「軽量気泡コンクリートパネル」	30mm 以上



第2-6図 地下ピット内での接続例その2

カ FRP配管と他の機器との接続部分において、FRP配管の曲げ可撓性が地盤変位等に対して十分な変位追従性を有さず、FRP配管が損傷するおそれがある場合には、FRP配管と他の機器との間に金属製の可撓管を設けるよう指導する。◆

ただし、当該可撓管は、金属製配管ではなく機器の部品の一部として取り扱うものとし、フランジ継手以外の接合方法を用いることができる。

キ FRP配管に附属するバルブ、ストレーナー等の重量物は、直接FRP配管が支えない構造とする。

(3) 施工者及び施工管理者の確認

強化プラスチック成形技能士の資格を証明する写し、又は強化プラスチック管継手接合技能講習会修了書の写しのいずれかによる。

(4) 埋設方法

ア FRP配管の埋設深さ（地盤面から配管の上面までの深さをいう。）は、次のいずれかによる。

(ア) 地盤面を無舗装、碎石敷き又はアスファルト舗装とする場合には、60cm以上の埋設深さとする。ただし、アスファルト舗装層の厚さを増しても埋設深さは、60cm以下とすることはできない。

(イ) 地盤面を厚さ15cm以上の鉄筋コンクリート舗装する場合には、30cm以上の埋設深さとする（第2-7図参照）。

イ 掘削面に厚さ15cm以上の山砂又は6号砕石等（単粒度砕石6号又は3～20mmの砕石（砂利を含む。）をいう。）を敷き詰め、十分な支持力を有するよう小型ビブロプレート、タンパー等により均一に締め固める。

ウ FRP配管を並行して設ける場合又はFRP配管と金属製配管とを並行して設ける場合には、相互に10cm以上の間隔を確保する。

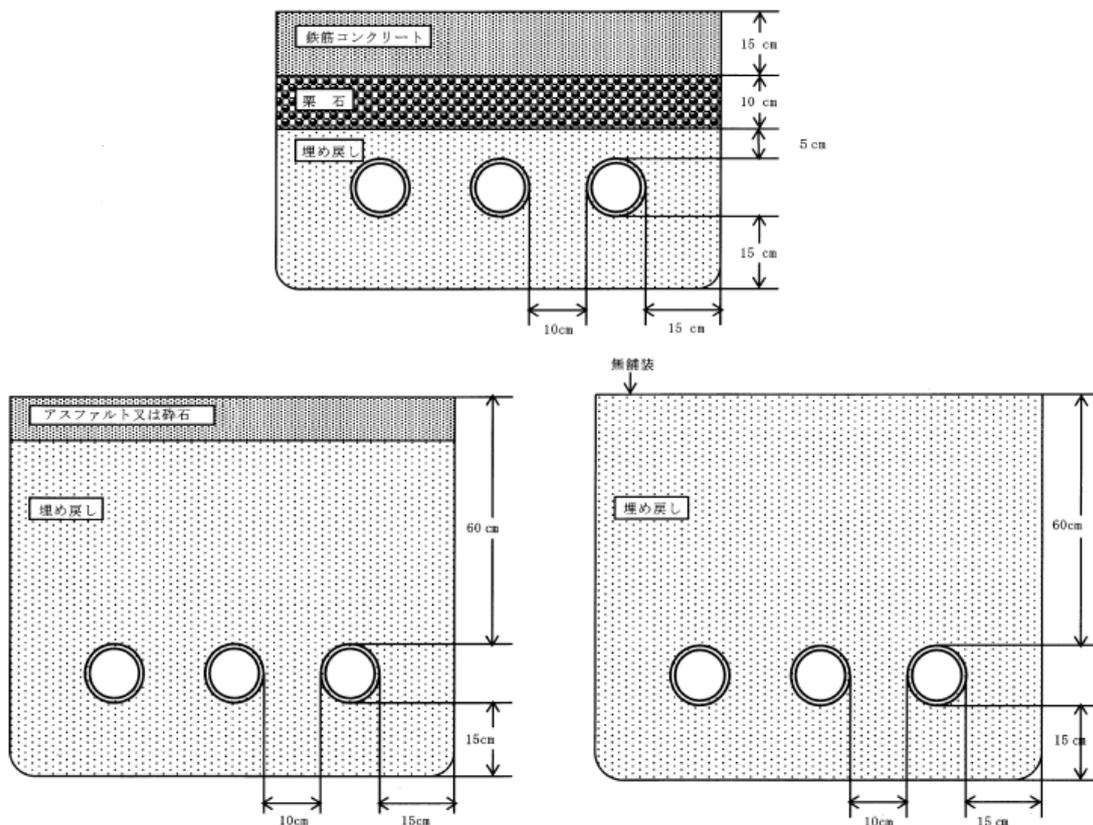
エ FRP配管を他の配管（FRP配管を含む。）と交差させる場合には、3cm以上の離隔距離をとる。

オ FRP配管を敷設して舗装等の構造の下面に至るまで山砂又は6号砕石等で埋め戻した後、小型ビブロプレート、タンパー等により締め固め、舗装等の構造の下面とFRP配管との厚さを5cm以上とする。

施工時には、FRP配管を50kPaに、敷設後に350kPaに加圧（加圧して使用するFRP配管は、最大常用圧力の1.5倍の圧力とする。）し、漏れを確認する。

カ FRP配管を埋設する場合には、応力集中等を避けるため次による措置を講じること。

- (ア) FRP配管には、枕木等の支持材を用いない。
- (イ) FRP配管を埋設する際に芯出しに用いた仮設材は、埋設前に撤去する。
- (ウ) FRP配管がコンクリート構造物等と接触するおそれのある部分は、FRP配管にゴム等の緩衝材を巻いて保護する。



第2-7図 配管の埋設構造例

(5) 可動部分に高圧ゴムホースを用いる場合

使用場所周囲の温度又は火気の状況、ゴムホースの耐油、耐圧性能、点検の頻度等を総合的に判断し、安全性が確認できる場合、条例第34条の3の規定により特例を適用し、認めることができる。

(6) 水圧試験

ア 原則として配管をタンク等へ接続した状態で行う。ただし、タンク等へ圧力をかけることができない場合にあつては、その接続部直近で閉鎖して行う。

イ 自然流下により危険物を送る配管にあつては、最大背圧を最大常用圧力とみなして行う。

ウ 配管の継手の種別にかかわらず、危険物が通過し、又は滞留する全ての配管について行う。

(7) 配管の腐食防止

ア 地上に設置する配管の腐食を防止するための措置は、さび止め塗装によること。ただし、銅管、ステンレス鋼管、亜鉛メッキ鋼管等の腐食するおそれがないものは、さび止め塗装を要しない。

イ 地下に設置する配管の腐食を防止するための措置は、次に掲げる方法による。ただし、合成樹脂製フレキシブル配管、FRP配管等の腐食するおそれがないものは、塗覆装又はコーティングを要しない。

なお、容易に点検できるピット内（ピット内に流入する土砂、水等により腐食するものを除く。）の配管、あるいは配管を建築物内等の地下に設置する場合で、埋設されるおそれがなく、かつ、容易に点検できるものは、前アによることができる。

(ア) アスファルト塗覆装

配管の外面にプライマーを塗装し、その表面に塗装材であるアスファルトエナメル又はブローンアスファルトを塗装した後、当該塗装材を含浸した覆装材である JIS L 3405「ヘッシュクロス」に適合するもの又は耐熱用ビニロンクロス、ガラスクロス若しくはガラスマットペトロラタムを配管の外表面から厚さ3.0mm以上となるように巻きつけたもの（危告示第3条）。

(イ) ポリエチレン被覆鋼管（JIS G 3469）

口径15A～90Aの配管にポリエチレンを1.5mm以上の厚さで被覆したもの。接着剤は、ゴム、アスファルト系及び樹脂を成分としたもの。被覆用ポリエチレンは、エチレンを主体とした重合体で微量の滑剤及び酸化防止剤を加えたもの（危告示第3条の2）。

(ウ) 硬質塩化ビニルライニング鋼管（キーロンパイプ）

口径15A～200Aの配管にポリエステル系接着剤を塗布し、その上に硬質塩化ビニル（厚さ2.0mm）を被覆したもの（昭和53年5月25日付け消防危第69号）。

(エ) ペトロラタム含浸テープ被覆

配管にペトロラタムを含浸したテープを厚さ2.2mm以上となるように密着して巻きつけ、その上に接着性ビニルテープを0.4mm以上巻きつけて保護したもの(昭和54年3月12日付け消防危第27号)。

(オ) ポリエチレン熱収縮チューブ

ポリエチレンチューブを配管に被覆した後、バーナー等で加熱し、2.5mm以上の厚さで均一に収縮密着したもの(昭和55年4月10日付け消防危第49号)。

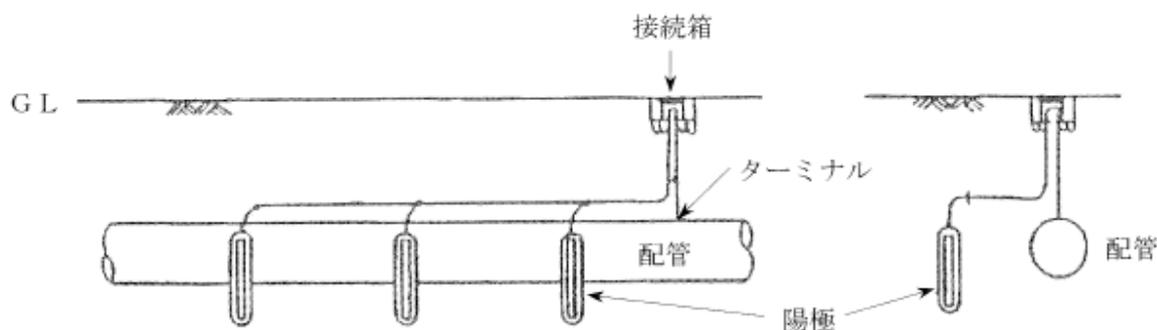
(カ) ナイロン12樹脂被覆

口径15A~100Aの配管にナイロン12を0.6mm以上の厚さで粉体塗装したもの(昭和58年11月14日付け消防危第115号)。

ウ 電氣的腐食のおそれのある場所に設置する配管にあっては、次のいずれかの電気防食を指導する。◆

(ア) 流電陽極方式(第2-8図参照)

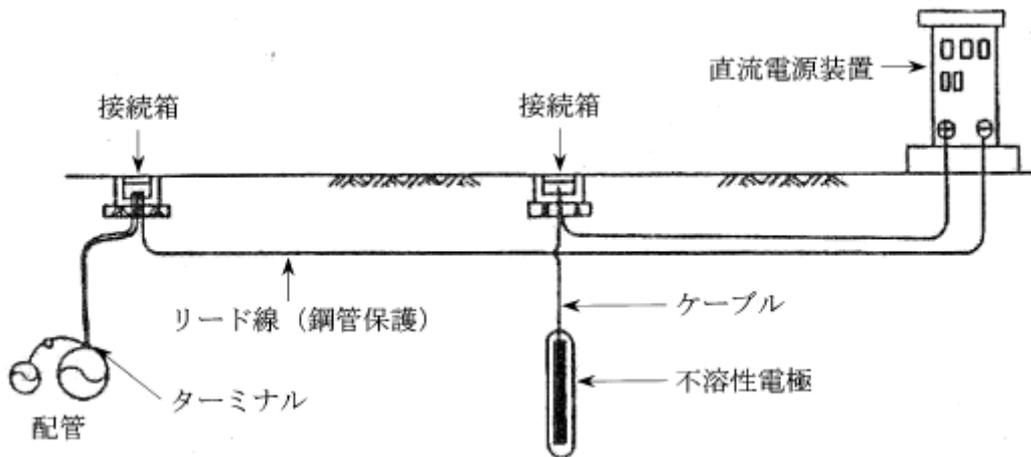
異種金属管の電位差を利用して防食電流を得る方式のもので、流電陽極としては、鉄より電位の低い金属(アルミニウム、マグネシウム、亜鉛等)が使用され、防食電流の流出に伴い、陽極が消耗するもので防食年限に応じた大きさの陽極を埋設する方式とする。



第2-8図 流電陽極方式の例

(イ) 外部電源方式(第2-9図参照)

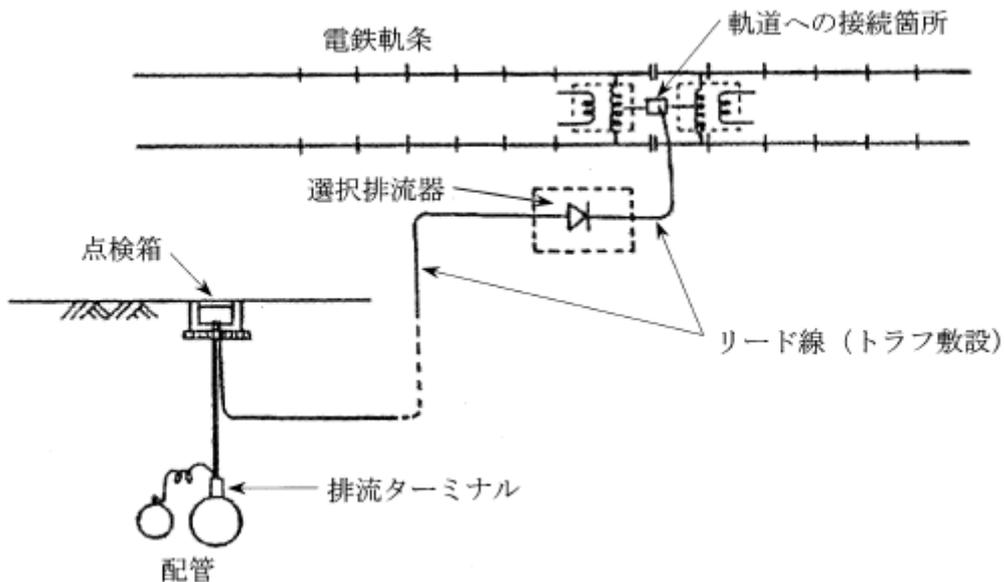
直流電源を設け、そのプラス極に接続された不溶性電極(高硅素鉄、黒鉛、磁性酸化鉄等)から土壌を通じてマイナス極に接続された防食配管に連続して防食電流を供給する方式とする。



第 2 - 9 図 外部電源方式の例

(ウ) 選択排流方式 (第 2 - 1 0 図参照)

埋設配管と電鉄帰線等との間に選択排流器を接続して、埋設配管に流れる迷走電流をレールの方へ戻し、逆にレールから配管の方へ流れる電流を遮断する方式とする。



第 2 - 1 0 図 選択排流方式の例

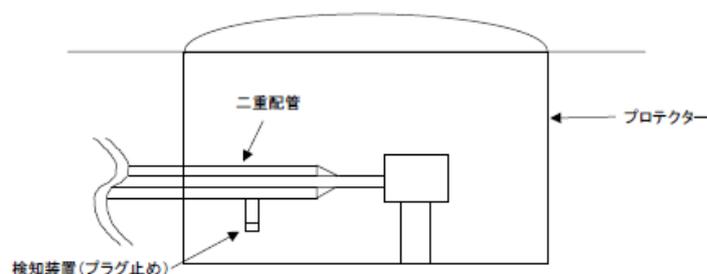
エ 流電陽極方式及び外部電源方式は、次により設ける。

- (ア) 陽極及び不溶性電極の位置は、防食対象物の規模及び設置場所における土壌の比抵抗等周囲環境を考慮し、地下水位以下の位置、地表面近くの位置等において均一な防食電流が得られるよう配置する。
- (イ) リード線に外部からの損傷を受けるおそれのある場合は、鋼管等で保護する。
- (ウ) 電位測定端子は、概ね 200 m (200 m 未満の場合は 1 箇所) ごとに設ける。
- (エ) 防食対象物と他の工作物とは、電氣的に絶縁する。

オ 危告示第4条第1号の「過防食による悪影響を生じない範囲内」とは、配管（鋼管）の対地平均電位が $-2.0V$ より負とならない範囲をいう。

(8) 地下に設置する配管から危険物の漏えいを点検できる措置

「漏えいを点検することができる措置」には、地下埋設配管を二重配管とし、検知装置を設ける方法がある（第2-11 図参照）。



第2-11 図 地下埋設配管を二重配管とし、検知管を設ける方法

(9) 「上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないよう保護する」には、コンクリート等のピットに設置する等の措置がある。

第4 屋外の貯蔵取扱所の技術上の基準（条例第31条の3）

1 架台で貯蔵する場合（第1項）

少量危険物を架台で貯蔵する場合は次によること。

- (1) 架台で貯蔵する場合の高さは、地盤面（GL）又は床面（FL）から最上部に収納した容器の上端までの高さとする。
- (2) 架台は、条例第31条の3第2項第3号によること。

2 周囲の空地、防火上有効な塀（第2項第1号）

危険物を貯蔵又は取り扱う場所には、排水溝、さく及び縁石等のほか、地盤面にタイル、びょう、テープ及び塗料等で線を引く等、貯蔵又は取り扱う範囲を明確にするよう境界の明示を指導する。◆

(1) 「空地を保有する」場合は、次のとおりとする。

ア 危険物を取り扱う設備、装置等（危険物を取り扱う配管その他これに準ずる工作物を除く。）は、当該設備等を水平投影した外側を起点として必要な幅を保有すること。

イ 容器による貯蔵等は、境界を起点として必要な幅を保有すること。

ウ 空地は、原則として所有者等が所有権、地上権、借地権等を有していなければならない。

エ 地盤は平坦（流出防止措置部分を除く。）であり、軟弱でないこと。

オ 原則として、空地内には延焼の媒体となるもの、初期消火活動に支障となるものは設

けないこと。

カ 第2類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するものを貯蔵し、又は取り扱う場合は、その空地の幅を1/2まで緩和できる。

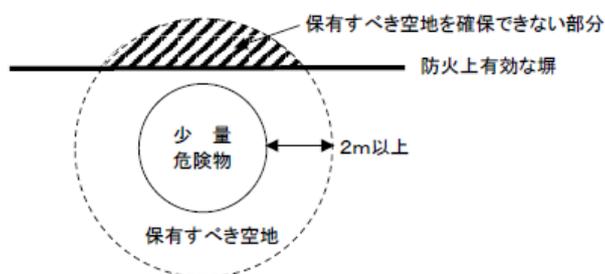
キ 設置場所が河川に面する等、立地条件が防火上安全な場合は、条例第34条の3の規定により特例を適用し、空地の幅を減ずることができる。

(2) 「防火上有効な塀」は、次による。

ア 材質は、条例第3条第1項第1号に掲げる不燃材料（以下「不燃材料」という。）とする。

イ 高さは1.5m以上とする。ただし、貯蔵又は取扱いに係る施設の高さが1.5mを超える場合には、当該施設の高さ以上であること。

ウ 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上とする（第2-12図参照）。

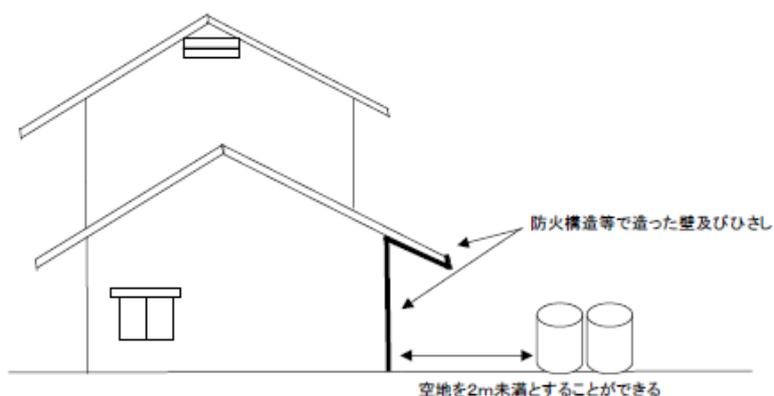


第2-12図 塀を設ける場合の遮へい範囲

エ 構造は、風圧及び地震動により容易に倒壊、破損等しないものとする。

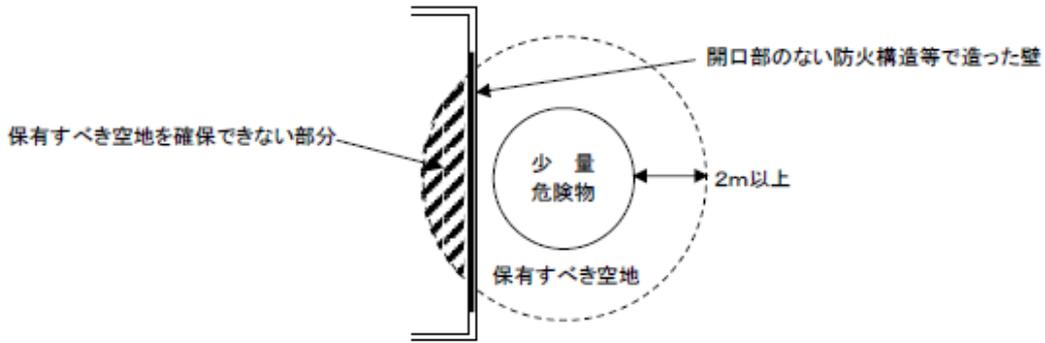
(3) 「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」は、次による。

ア 高さは、地盤面から当該施設が面する階までの高さとする（第2-13図参照）。



第2-13図 壁を設ける場合の高さ

イ 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上とする（第2-14図参照）。



第 2 - 1 4 図 壁を設ける場合の遮へい範囲

3 液状の危険物を取り扱う設備（第 2 項第 2 号）

(1) 「危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置」については、次による。

ア 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝等を設ける場合

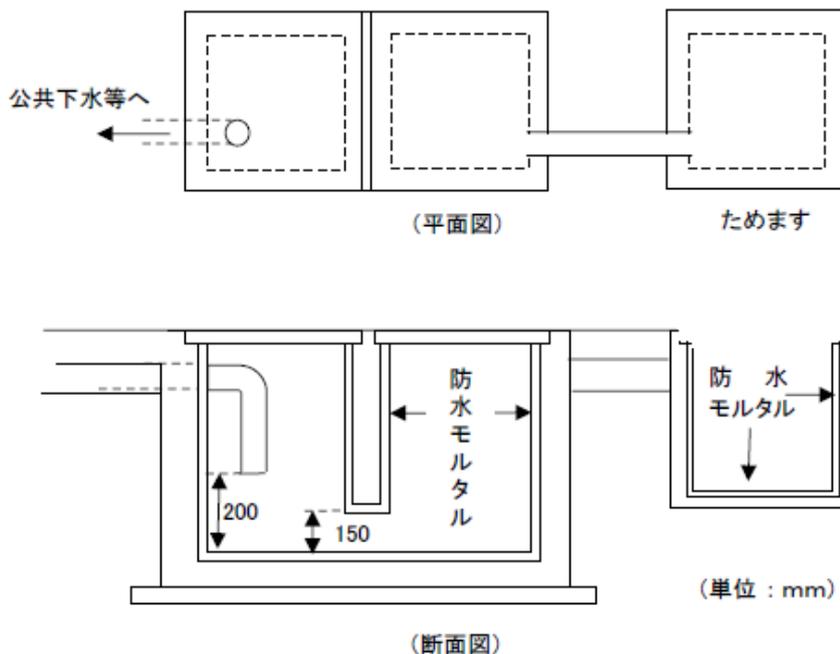
イ 危険物を取り扱う設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける場合

ウ パッケージの形態を有し、危険物の流出防止に同等の効果が認められる場合

(2) 「危険物が浸透しない材料」には、コンクリート、金属板等で造られたものがある。その範囲は、しきい又はせきにより囲まれた部分とする。

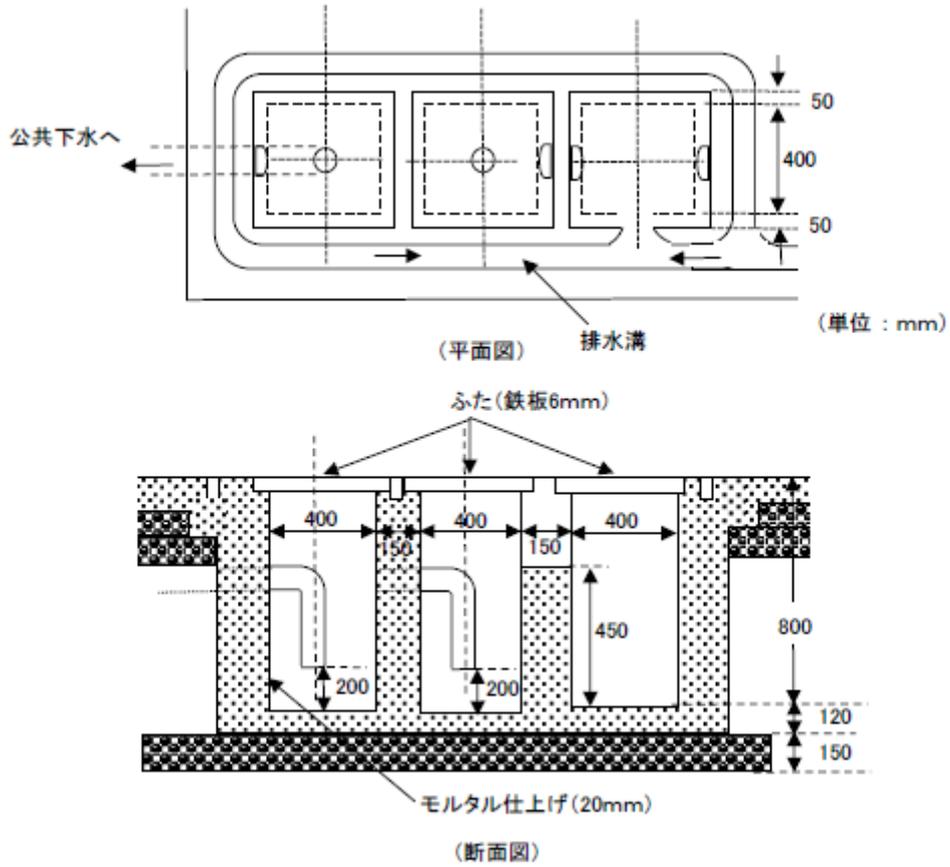
(3) 「ためます又は油分離装置」については、次の例がある。

ア ためますと油分離装置が別々の場合（第 2 - 1 5 図参照）



第 2 - 1 5 図 ためます及び油分離槽を別々とした例

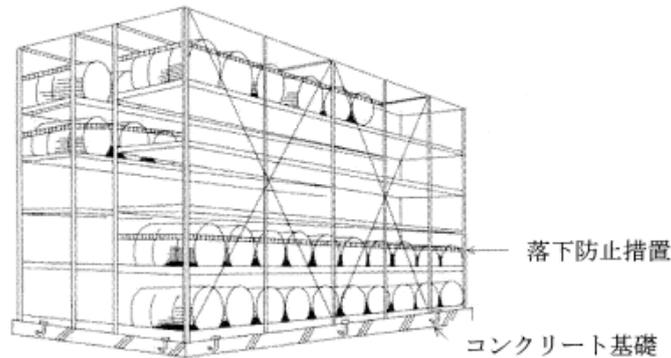
イ ためますを含めた油分離装置の場合（第2-16図参照）



第2-16図 油分離槽の例

4 架台の構造（第2項第3号）

- (1) 「堅固に造る」とは、架台の自重及び貯蔵する危険物等の重量に対して十分な強度を有し、かつ、地震動等により座屈を生じない構造であることをいう。
- (2) 架台は、地震動等により容易に転倒しないよう、堅固な基礎、床面又は壁面等に固定する。
- (3) 架台には、危険物を収納した容器が容易に転倒、落下及び破損しない措置を講じる（第2-17図参照）。



第2-17図 危険物を収納した容器を貯蔵する架台の例

第5 屋内の貯蔵取扱所の技術上の基準（条例第31条の3の2）

1 屋内

- (1) 屋内とは、危政令第2条と同様に建築物の内部をいう。
- (2) 天井の無い場合は、特定不燃材料で造られ、又は、覆われたはり及び屋根とすること。

2 室内の構造（第1号）

- (1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られていること。
- (2) 壁、柱、床及び天井が木造の場合には、不燃材料で被覆すること。

3 防火戸（第2号）

- (1) 「防火戸」とは、防火設備をいう。
- (2) 延焼のおそれのある部分の屋外に面する出入口は、自閉式防火設備とすること。

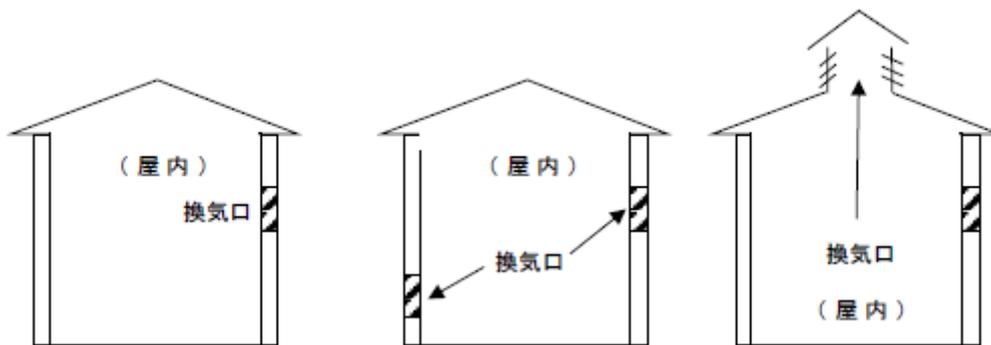
4 危険物の浸透防止、傾斜、ためます（第3号）

- (1) 「危険物が浸透しない構造」には、コンクリート、金属板等で造られたものがある。
- (2) 「適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること」とは、壁、せき、排水溝等と組み合わせ、漏れた危険物を容易に回収できるものであること。
- (3) 原則として、大学、研究所その他これらに類する施設の実験室、研究所等についても危険物の浸透防止、傾斜、ためますを設けることが必要であるが、実験室等から規制範囲外へ危険物の流出するおそれがないと認められる場合は、傾斜及びためますの設置を緩和して支障ない。

5 採光、照明及び換気（第5号）

- (1) 「必要な採光、照明の設備」は、次による。
 - ア 照明設備が設置され、十分な照度を確保していれば、採光を設けないことができる。

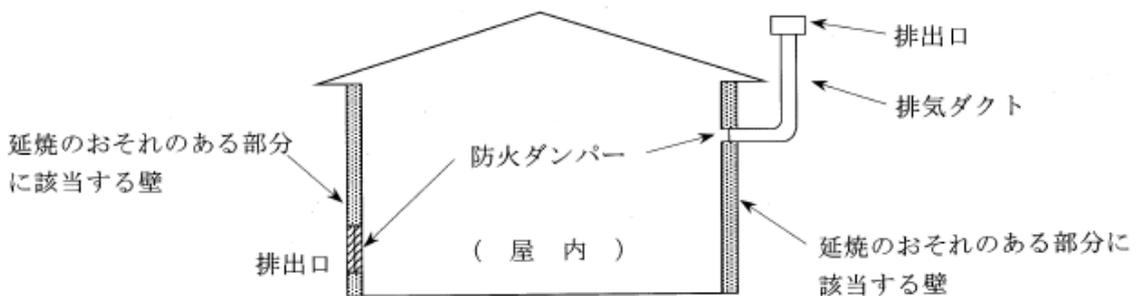
- イ 危険物の取扱いが、出入口又は窓等により十分に採光がとれ、昼間のみに行われる場合は、照明設備を設けないことができる。
- (2) 「換気の設備」は、次による（第2-18図参照）。



第2-18図 自然換気設備の例

なお、換気設備には、自然換気設備（給気口と排気口により構成されるもの等）、強制換気設備（給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されるもの等）又は自動強制換気設備（給気口と自動強制排風機により構成されるもの等）がある。

- ア 強制排出設備又は自動強制排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合は、換気設備を併設する必要はない。
- イ 延焼のおそれのある部分に該当する壁に換気口を設ける場合には、当該貫通部分に防火上有効なダンパーを設ける（第2-19図参照）。



第2-19図 防火ダンパーの設置例

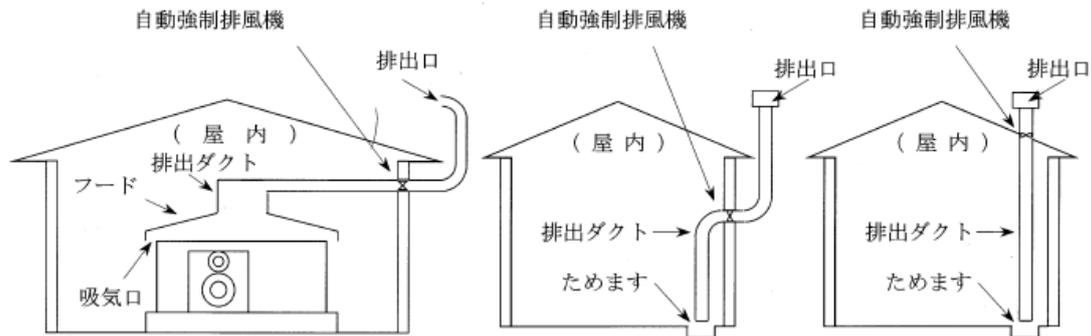
6 可燃性蒸気排出設備（第6号）

- (1) 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合」とは、次の場合がある。
- ア 引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合
- イ 引火点が40℃以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合
- ウ 可燃性の微粉については、第2、4、(4)による。
- (2) 「屋外の高所」とは、地上2m以上の高さで、かつ、建築物の窓等の開口部及び火を使用する設備等の給排気口から1m以上離れている場所をいう。

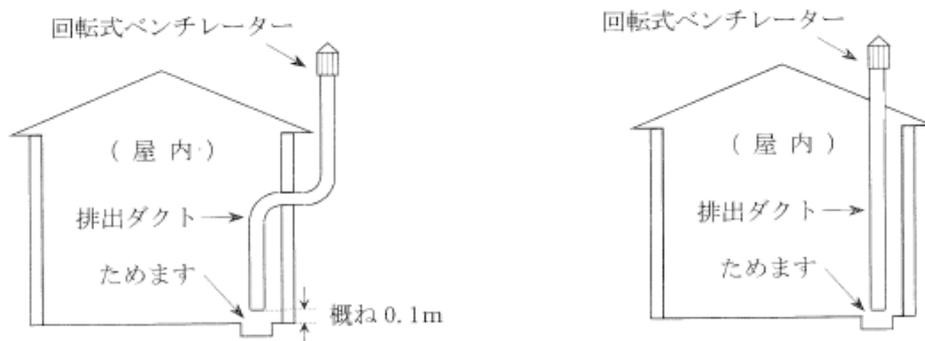
- (3) 「排出する設備」は、次のいずれかの例により設ける（第2-20図、第2-21図参照）。

この場合、延焼のおそれの部分に排出口を設ける場合には、当該部分に防火上有効なダンパーを設ける。

また、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と他の部分を区画する特定不燃材料で造った壁を輩出ダクトが貫通している場合には、当該部分に防火上有効なダンパーを設けるよう指導するが、当該ダクトが1.5mm以上の厚さの鋼板で造られ、かつ、防火上支障がない場合には、ダンパーを設けないことができる。◆



第2-20図 自動強制排出設備の例



第2-21図 強制排出設備の例

第6 タンク（地下タンク及び移動タンクを除く。）の貯蔵取扱所の技術上の基準（条例第31条の4）

1 タンクの空地

(1) 屋外タンク

2以上の屋外タンクを隣接して設置する場合は、屋外タンク相互間の距離を1m以上とする。

屋外タンクとタンク以外の屋外の少量危険物貯蔵取扱所を隣接して設置する場合は、屋外タンクと少量危険物取扱所の境界との距離を2m以上とする。

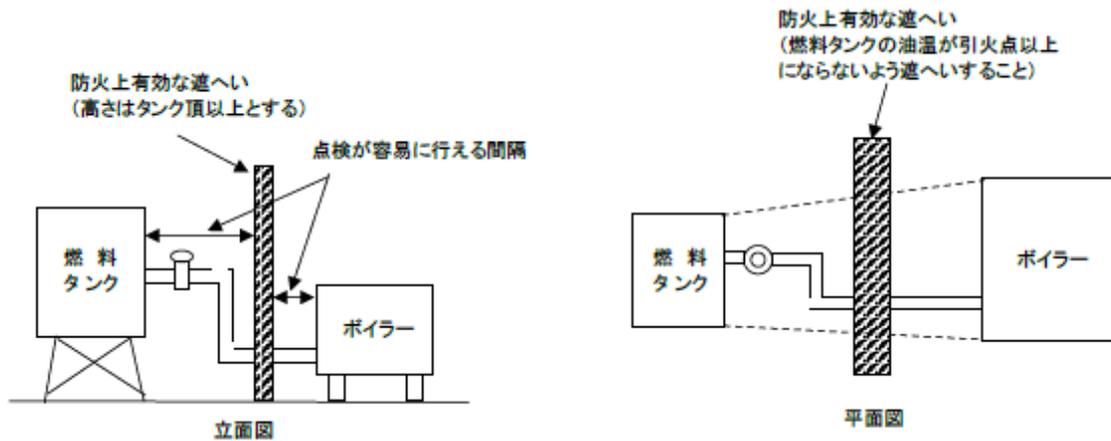
なお、防火上有効な塀（第4-2(2)の例による）を設けた場合は、この限りでない。

(2) 屋内タンク

ア タンクと壁又は工作物等（ボイラーを除く。）との距離は、タンクと壁又は工作物等の間に点検等を行う必要な空間（概ね30cm以上）が確保されていること。

イ ボイラー等を併設する場合は、前アによるほか、タンクとボイラー等のたき口との水平距離を2m以上とすること、又はタンクとボイラー等のたき口との間に、タンク頂部まで達する高さの防火上有効な遮へいを設けること。

なお、この場合、遮へいとタンク及びボイラー等との間に点検が容易に行える間隔を保つこと（第2-22図参照）。



第2-22図 防火上有効な遮へいを設ける例

2 タンクの容量（第1項）

タンクの容量は、当該タンクの内容積の90%の量として取り扱うこと。

なお、タンク容量が指定数量の5分の1以上指定数量未満となるタンクは少量危険物タンクに該当する。

3 タンク本体の板厚（第2項第1号）

- (1) 「表に掲げる厚さの鋼板」とは、JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材 S S 4 0 0 をいう。
- (2) 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次の式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする（第2-4表参照）。

$$t = \frac{400}{\sigma} \times t_0$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

t₀ : タンク容量の区分に応じた鋼板の厚さ (mm)

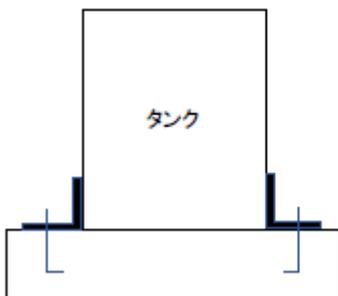
第2-4表 主な金属板の最小板厚例 (単位 mm)

材質名	J I S 記号	引張り 強さ (N/mm ²)	容 量						
			40 L 以下	40 L を超え 100 L 以下	100 L を超え 250 L 以下	250 L を超え 500 L 以下	500 L を超え 1000 L 以下	1000 L を超え 2000 L 以下	2000 L を超え るもの
一般圧延板	SS-400	400	1.0	1.2	1.6	2.0	2.3	2.6	3.2
ステンレス 鋼板	SUS304	520	0.8	1.0	1.3	1.6	1.8	2.0	2.5
	SUS316								
アルミニウム 合金板	A5052 P-H34	235	1.7	2.1	2.8	3.4	4.0	4.5	5.5
	A5083 P-H32	315	1.3	1.6	2.1	2.6	3.0	3.3	4.1
アルミニウム 板	A1080 P-H24	85	4.7	5.7	7.6	9.5	10.9	12.3	15.1

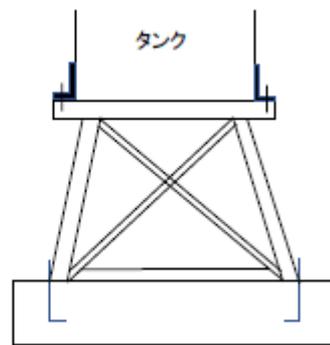
4 タンクの固定 (第2項第2号)

- (1) 基礎は、鉄筋コンクリートで造られたものとする。ただし、べた基礎（平面形状がはり形基礎、独立基礎でない基礎）の場合は、無筋コンクリート造とすることができる。
- (2) 架台は、特定不燃材料で造り、タンクが満油状態のときの荷重を十分支えることができ、かつ、地震動時の振動に十分耐えることができる構造とする。
- (3) 架台の高さは、地盤面上又は床面上から3 m以下とする。
- (4) タンクをコンクリート等の基礎又は架台上に固定する場合は、次の例による。

ア タンク側板に固定用板を溶接し、その固定用板をアンカーボルト等で固定する。アンカーボルトは、引抜力、せん断力を考慮して選定する（第2-23図、第2-24図参照）。

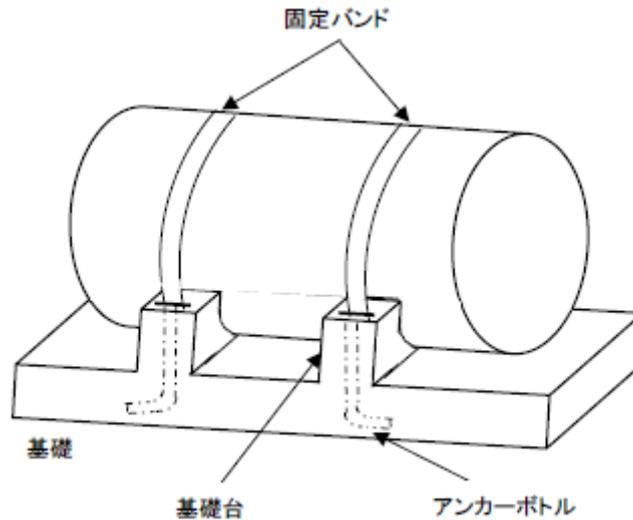


第2-23図 基礎上に固定する例



第2-24図 架台上に固定する例

イ タンクを直接基礎に固定することなく、締付バンド、アンカーボルト等により間接的に固定する。この場合において、バンド、アンカーボルト等には、さび止め塗装がされていること（第2-25図参照）。



第2-25図 タンクを直接基礎に固定しない例

5 さび止め塗装（第2項第3号）

「さび止めのための措置」については、さび止め塗装等による塗装がされていること。

6 安全装置及び通気管（第2項第4号）

(1) 安全装置

圧力タンクにおける「有効な安全装置」については、第2章、第3、5、(2)による。

(2) 通気管

ア 管の内径は、20mm以上とすること。

イ 先端の位置は、地上又は床上2m以上の高さとし、かつ、建築物の窓等の開口部又は火を使用する設備等の給排気口から1m以上離すこと。

ウ 先端の構造は、雨水等の浸入を防ぐものとする。

エ 滞油するおそれがある屈曲をさせないこと。

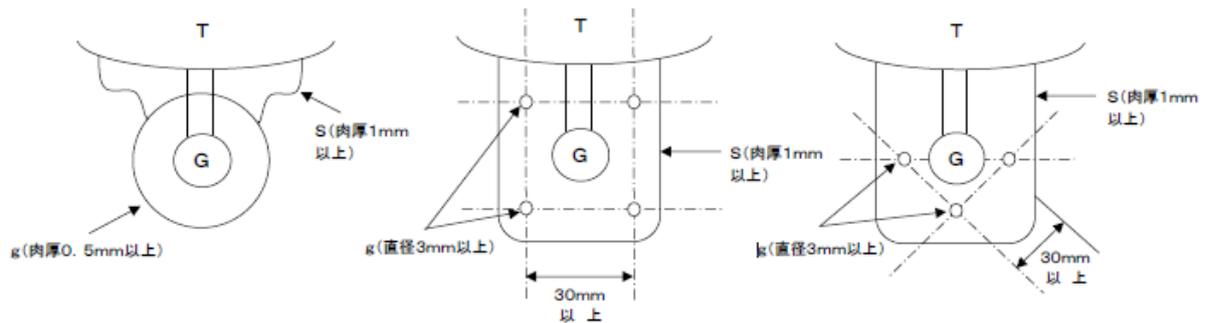
7 引火の防止措置（第2項第5号）

「引火を防止するための措置」とは、通気管の先端に40メッシュ程度の銅網若しくはステンレス網を張るか、又はこれと同等以上の引火防止性能を有する方法による。

8 自動表示する装置（第2項第6号）

「危険物の量を自動的に表示する装置」には、次の例によるものがある。

- (1) 上部計量口による場合で、厚さ2mm以上の鋼板で造られたふた又はこれと同等以上の強度を有するふたが設けられているもの
- (2) フロートゲージ（フロートスイッチを含む。）による場合で、金属製等のフロートを用いたもの
- (3) 条例第34条の3の規定により特例を適用し、ガラスゲージを用いる場合は、当該ガラスゲージを次の例により設けることができる（第2-26図参照）。ただし、危険物の流出を自動的に停止できる装置（ボール入りの自動停止弁等）を設ける場合は、この限りでない。



T : タンク

S : 支持金具（保護材の支点で鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属材）

G : ガラスゲージ

g : 保護材（鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板）

第2-26図 ガラスゲージを用いる例

9 注入口（第2項第7号）

- (1) 「火災予防上支障のない場所」については、次による。
 - ア 火気使用場所と防火上有効に遮へいされた場所
 - イ 引火点40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの注入口の設置にあつては、当該危険物の蒸気の滞留するおそれのある階段、ドライエリア等を避けた位置
- (2) 注入口を他の屋外タンク貯蔵所等の注入口と併設する場合は、注入口のふたに容易に識別でき、かつ、容易に消えない方法で表示する。

10 弁（第2項第8号）

注入口又はタンク直近に設ける弁（バルブ、コック等）は金属製のものであり、かつ、漏れない構造であること。

11 緩衝装置（第2項第9号）

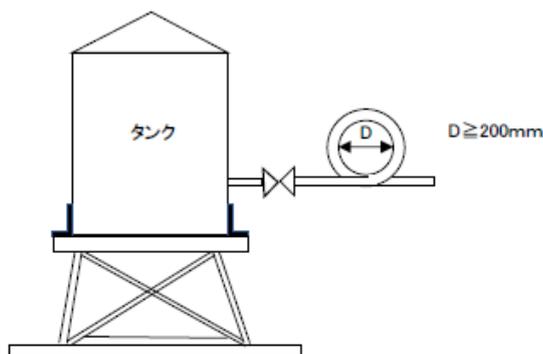
「地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えない」措置については、次による。

- (1) 配管結合部の直近に可撓管継手を設ける。この場合において、当該継手は、耐熱性を有し、かつ、地震動等により容易に離脱しないものであること。
- (2) 可撓管継手のうちベローズ形伸縮継手を用いる場合は、次表の左欄に掲げる管の呼び径に応じ、同表の右欄に掲げる長さを有するものとする（第2-5表参照）。

第2-5表 ベローズ形伸縮継手の必要な長さ

管の呼び径 (A)	長さ (mm)
25未満	300
25以上50未満	500
50以上	700

- (3) 配管が著しく細く、可撓管継手を設けることができない場合にあっては、当該配管のタンク直近部分を内径200mm以上のループ状とする等の措置を講じる（第2-27図参照）。



第2-27図 可撓管継手を設けることができない場合の例

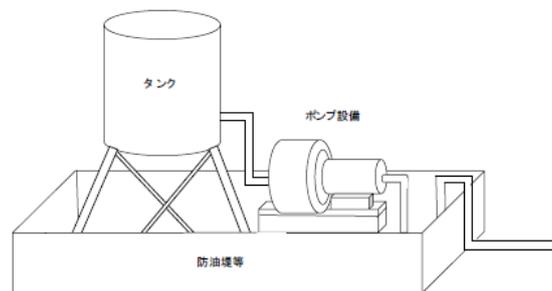
- (4) タンクに燃料配管を固定する場合は、想定される揺れの最大変位幅による損傷を防ぐことができる有効な緩衝装置を設けるよう指導する。◆
- (5) タンクから緩衝装置までの区間において燃料配管を支持固定する場合は、緩衝装置の機能を阻害しないように固定するよう指導する。◆

1.2 流出防止措置（第2項第10号）

- (1) 「液体の危険物」には、第4類以外の液体の危険物も含まれる。
- (2) 「危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置」とは、次による。
 - ア タンクの周囲にコンクリート、鋼板等で造られたもの、又は鉄筋コンクリートブロック造のもので、亀裂、損傷等により危険物が地中等に浸透しない構造で造られた防油堤が設けられていること。

なお、屋内のタンクの場合は、タンク室の出入口の敷居等と防油堤等を組み合わせることによりタンク全容量を収容できる場合についても認められる。

- イ 防油堤は、タンク（複数のタンクがある場合は、最大容量のタンク）の全容量を収容できるものであること。
 - ウ 防油堤等の内側地盤面は、危険物の浸透を防ぐためコンクリート等の遮油性を有する不燃材料で被覆すること。
 - エ 防油堤等に水抜口を設ける場合は、弁を設けること。
- (3) 防油堤等内には、当該防油堤等内に存するタンクに附随する設備（配管を含む。）以外の設備を設置しないこと。
- (4) ポンプ設備は、原則として防油堤等の外に設けること。ただし、防油堤等の高さ以上の位置に設ける場合はこの限りでない（第2-28図参照）。



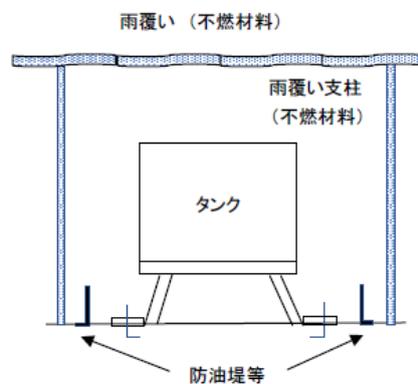
第2-28図 ポンプ設備を防油堤等内に設ける例

1.3 底板の腐食防止措置（第2項第11号）

「底板の外面の腐食を防止するための措置」には、地盤面の表面にアスファルトサンド、アスファルトモルタルを敷設するか、又は底板の外面にコールタールエナメル等の塗装を施す方法がある。

1.4 雨覆い等

タンクに雨覆い等を設ける場合には、不燃材料とし、タンクの周囲には点検できる十分な空間を保有すること（第2-29図参照）。



第2-29図 雨覆いを設けた例

第7 地下タンクの貯蔵取扱所の技術上の基準（条例第31条の5第2項）

1 タンク室（第1号）

(1) 「コンクリート造等のタンク室」とは、次の構造を満たすものとする。

ア 側壁及び底は、厚さ0.2m以上のコンクリート造のもの又はこれと同等以上の強度を有する鉄筋コンクリート造のものであること。

イ ふたは、厚さ0.2m以上の鉄筋コンクリート造のもの又はこれと同等以上の強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、自動車の荷重がかかるおそれのない等、安全上支障がないと認められる場合には、ふたの厚さについては、この限りでない。

(2) 「危険物の漏れを防止することができる構造」とは、適当な防水の措置を講じた厚さ15cm（側方及び下方にあっては、30cm）以上のコンクリートで被覆した構造（危政令第13条第3項に準じた構造）とすること。

(3) 条例第31条の5第2項第1号ただし書及び前(2)のほか、二重殻タンク（危政令第13条第2項に準じた構造）又は同項第4号によるガラス繊維強化プラスチック（以下「FRP」という。）タンクを設置する場合は、前(1)の構造によらないことができる。

2 タンクに直接荷重がかからない構造（第2号）

ふたのほか、ふたの上部に自動車等の荷重が加えられても直接タンクにその重量が加わらないように、鉄筋コンクリートの支柱又は鉄筋コンクリート管を用いた支柱によってふたを支える等の方法がある。

3 固定（第3号）

「堅固な基礎の上に固定」とは、締付バンド又はボルト等により固定する。この場合において、バンド、ボルト等にはさび止め塗装がされていること。

4 タンク本体の構造（第4号）

(1) 「厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板」は、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。

$$t = \frac{400}{\sigma} \times 3.2$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm²）

(2) 「厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板と同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチック」で造られたタンクは次による。

なお、危険物保安技術協会の認定品は、同等以上の性能を有するものとして扱って支障ない。

ア FRPの材質等

- (ア) 樹脂は、JIS K 6919「繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂」に適合する樹脂 (UP-CM) 又はこれと同等以上の性能 (耐薬品及び機械的強度) を有する樹脂が用いられているとともに、当該 JIS 規格に適合しているものであること。
- (イ) 強化材は、JIS R 3411「ガラスチョップドストランドマット」、JIS R 3412「ガラスロービング」、JIS R 3413「ガラス糸」、JIS R 3415「ガラステープ」、JIS R 3416「処理ガラスクロス」又は JIS R 3417「ガラスロービングクロス」に適合するガラス繊維のいずれか又はこれらが組み合わされて使用されているとともに、当該 JIS 規格に適合しているものであること。
- (ウ) タンクに使用する着色材・安定剤は、樹脂及び強化材の品質に悪影響を与えないとともに、材料試験等により耐薬品性を有していることが確認されていること。

イ FRPタンクの安全な構造

FRPタンクは、次に掲げる荷重が作用した場合において、変形が当該地下貯蔵タンクの直径の3%以下であり、かつ、曲げ応力度比 (曲げ応力を許容曲げ応力で除したものをいう。) の絶対値と軸方向応力度比 (引張応力又は圧縮応力を許容軸応力で除したものをいう。) の絶対値の和が、1以下である構造としなければならない。この場合において、許容応力を算定する際の安全率は、4以上の値とする。

- (ア) FRPタンクの頂部が水面から0.3m以下にある場合に、当該タンクに作用する圧力
- (イ) 70kPaの内水圧 (圧力タンクにあつては、最大常用圧力の1.5倍の圧力)

ウ 貯蔵し、又は取り扱うことができる危険物

- (ア) JIS K 2202の「自動車ガソリン」
- (イ) JIS K 2203の「灯油」
- (ウ) JIS K 2204の「軽油」
- (エ) JIS K 2205の「重油」
- (オ) その他、FRPタンクを劣化させるおそれのないもの

5 タンクの損傷防止措置 (第5号)

「底板にその損傷を防止するための措置」とは、計量口直下の底板にタンク本体と同じ材質及び板厚によるあて板を溶接する措置をいう。

6 漏えい検知管等 (第7号)

- (1) 漏えい検知管を設ける場合、その材質、構造等は次のとおりとする。
 - ア 材質は、金属又は硬質塩化ビニールとすること。
 - イ 長さは、地盤面からタンクの基礎までとすること。
 - ウ 構造は、小孔を有する二重管とすること。ただし、タンクの水平中心線から上部は、小孔のない単管とすることができる。

- エ 上端部は、水の侵入しない構造とし、かつ、ふたは、点検等の際に容易に開放できるものとする。
- オ 地下水位の高い場所に設ける場合は、小孔を地下水位上部まで設けること。
- (2) 2以上の地下タンクを1 m以下に接近して設ける場合は、タンク相互間に一の漏えい検知管を設け、かつ、タンクとタンク室の側壁間にそれぞれ一以上の漏えい検知管を設けること。
- (3) 「液体の危険物の漏れを検知する設備」には、次のものが該当する。
 - ア 二重殻タンクに設置される危険物の漏れを常時検知するための設備又は危険物の漏れを検知するための設備
 - イ 危規則第62条の5の2第1項第1号ロに規定する危険物の微少な漏れを検知する措置のうち、貯蔵量の変化を常時監視する設備

第8 移動タンクの貯蔵取扱所の技術上の基準（条例第31条の6）

1 移動タンクによる貯蔵及び取扱い（第1項）

- (1) 注入ホース（第1号）
 - ア 材質は、取り扱う危険物によって浸されるおそれのないものであること。
 - イ 長さは、必要以上に長くないこと（概ね30 m以内）。
 - ウ 結合金具は、危険物の取扱い中に危険物が漏れるおそれのないねじ式結合金具、突合せ固定式結合金具等であること。
 - エ 結合金具及び注入ホースは、取扱い中の圧力等に十分耐える強度を有すること。
 - オ 注入ノズルを設ける場合は、危険物の取扱いに際し、手動開閉装置の作動が確実であり、かつ、危険物が漏れるおそれのない構造であること。ただし、手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものは認められない。
- (2) 容器への詰め替え（第2号）
 - ア 危険物を容器に詰め替える場合は、注入ノズルの部分に満量停止制御装置が設けられているとともに、詰め替えのための容器の据付箇所に危険物の漏れ、拡散を防止するための受皿を設ける等の安全対策を講じるよう指導する。◆
 - イ 注入速度は、安全な速度（灯油60 L/分、軽油180 L/分）とすること。
- (3) 自動車等への直接給油の禁止
 - 原則として、移動タンクから自動車等への燃料タンクへ直接給油することはできない。ただし、次の場合はこの限りでない。
 - ア 建設現場等の定められた範囲内で限定的に使用され、一般公道を走行できない土木建設重機等に引火点40℃以上の第4類の危険物を給油する場合
 - イ 災害現場での活動中の自動車等に引火点40℃以上の第4類の危険物を給油する場合
なお、自動車等の燃料タンクに直接給油する行為は、同一場所における給油量が指定数量未満である場合に限り認められる。

(4) 静電気除去（第3号及び第4号）

ア 「静電気による災害が発生するおそれのある液体」とは、第4類危険物のうち特殊引火物、第1石油類及び第2石油類をいう。

イ 接地導線は、次による。

(ア) 接地導線は、良導体の導線を用いビニール等の絶縁材料で被覆し、又はこれと同等以上の導電性、絶縁性及び損傷に対する強度を有すること。

(イ) 接地電極等と緊結することができるクリップ等が取り付けられていること。

2 常置場所（第2項第1号）

「火災予防上安全な場所」とは、移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることが可能な場所であって、火気を使用する設備が付近に設けられていない屋外又は屋内の場所をいう。

3 タンク本体の板厚（第2項第2号）

「厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板とする。ただし、最小板厚は2.8mm以上とする（第2-6表参照）。

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm²）

A：使用する金属板の伸び（%）

第2-6表 タンクの材質と必要な最小板厚

材質名	JIS記号	引張り強さ (N/mm ²)	伸び (%)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
ステンレス鋼板	SUS304	520	40	2.37	2.8
	SUS316	520	40	2.37	2.8
	SUS304L	480	40	2.43	2.8
	SUS316L	480	40	2.43	2.8
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	7	5.51	5.6
	A5083P-H32	305	12	4.23	4.3
	A5083P-0	275	16	3.97	4.0
	A5083P-H112	285	11	4.45	4.5
	A5052P-0	175	20	4.29	4.3

アルミニウム板	A1080P-H24	85	6	8.14	8.2
溶接構造用圧延鋼材	SM490A	490	22	2.95	3.0
	SM490B	490	22	2.95	3.0
高耐候性圧延鋼材	SPA-H	480	22	2.97	3.0

4 タンクの固定（第2項第3号）

- (1) 「これに相当する部分」とは、シャーシフレームのない車両にあつてはメインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいう。
- (2) タンクをシャーシフレーム等にUボルトにより固定した場合と同等以上の強度を有する場合は、Uボルト以外の固定も認められる。

5 安全装置（第2項第4号）

安全装置は、タンク頂部に設けること。

6 間仕切り（第2項第5号）

「厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設ける」間仕切板の板厚は、前3の例による。

7 防波板（第2項第6号）

- (1) 防波板は、タンクの移動方向と平行に設けること。
- (2) 容量が2,000L以上のタンク（間仕切板によって間仕切られているタンクはタンク室）に設ける防波板は、危規則第24条の2の9の規定の例により設けるよう指導する。



- (3) 「厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料」は、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする（第2-7表参照）。

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 1.6$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm²）

第2-7表 タンクの材質と必要な最小板厚

材 質 名	JIS 記号	引張り強さ (N/mm ²)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
冷間圧延鋼板	SPCC	270	1.60	1.6
ステンレス鋼板	SUS304	520	1.16	1.2
	SUS316	520	1.16	1.2
	SUS304L	480	1.20	1.2
	SUS316L	480	1.20	1.2
アルミニウム合金版	A5052P-H34	235	1.72	1.8
	A5083P-H32	315	1.49	1.5
	A5052P-H24	235	1.72	1.8
	A6N01S-T5	245	1.68	1.7
アルミニウム板	A1080P-H24	85	2.86	2.9

8 防護枠（第2項第8号）

- (1) 防護枠の高さは、マンホール、注入口、安全装置等の附属装置の高さ以上とする。
- (2) 防護枠は、厚さ2.3mm以上の鋼板とする。ただし、これ以外の金属板で造る場合は、次式により算出された数値以上の厚さのものとする（第2-8表参照）。

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 2.3$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張り強さ (N/mm²)

第2-8表 防護枠の材質と必要な最小板厚

材 質 名	JIS 記号	引張り強さ (N/mm ²)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
冷間圧延鋼板	SPCC	270	2.30	2.3
ステンレス鋼板	SUS304	520	1.66	1.7
	SUS316	520	1.66	1.7
	SUS304L	480	1.73	1.8
	SUS316L	480	1.73	1.8

アルミニウム合金版	A5052P-H34	235	2.47	2.5
	A5083P-H32	315	2.13	2.2
	A5052P-H24	235	2.28	2.3
	A6N01S-T5	245	2.64	2.7
アルミニウム板	A1080P-H24	85	4.10	4.1

(3) 防護枠は、山形又はこれと同等以上の強度を有する形状とする。

9 非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等（第2項第9号）

- (1) 「非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等」は、必ずしもレバーの操作により閉鎖するものに限らないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖操作を行えるものでなければならない。
- (2) 「緊急レバー」等の文字を容易に識別できる大きさ及び色で、見易い位置に表示する。
- (3) 「外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置」とは、移動タンクを積載した車両への諸車の衝突時に、配管に加えられた衝撃がタンク底弁部分に直接作用しないように措置する方法で、配管に可撓性の配管を設け、又は配管を屈曲させる等により措置する方法がある。

10 電気設備（第2項第11号）

- (1) 「タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所」には、引火点40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの防護枠内若しくは、ポンプ設備が収納されている場所等密閉された部分等が該当する。
- (2) 「可燃性の蒸気に引火しない構造」とは、防爆性能を有する構造をいう。

第9 少量危険物の貯蔵及び取り扱う場所の位置、構造及び設備の維持管理（条例第31条の8）

- 1 「適正に維持管理」とは、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管等は、技術上の基準に適合するよう適時適正に維持管理されなければならないことを確認的に規定したものであり、消防法で規定されている点検記録の保存等許可施設と同等の措置をする必要はない。
- 2 維持管理義務者は、少量危険物貯蔵取扱所の所有者、管理者又は占有者とする。

第3章 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの基準

第1 指定可燃物の特性

指定可燃物とは、火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして条例別表第8の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう（第3-1表参照）。

第3-1表 条例別表第8の品名欄に掲げる具体的な物品例

可燃性 固体類等	綿花類等	品名	数量	具体的な品名例
	○	綿花類	200 kg	製糸工程前の原毛、羽毛
	○	木毛及びびかんなくず	400 kg	椰子の実繊維、製材中に出るかんなくず
	○	ぼろ及び紙くず	1,000 kg	使用していない衣類、古新聞、古雑誌
	○	糸類	1,000 kg	綿糸、麻糸、化学繊維糸、毛糸
	○	わら類	1,000 kg	乾燥わら、乾燥い草
	○	再生資源燃料	1,000 kg	廃棄物固形化燃料（RDF等）
○		可燃性固体類	3,000 kg	石油アスファルト、クレゾール
	○	石炭・木炭類	10,000 kg	練炭、豆炭、コークス
○		可燃性液体類	2 m ³	作動油、潤滑油、自動車用グリス
	○	木材加工品及び木くず	10 m ³	木工品、家具類、建築廃材
	○	合成 発砲させたもの	20 m ³	発砲ウレタン、発泡スチロール、断熱材
	○	樹脂類 その他のもの	3,000 kg	ゴムタイヤ、天然ゴム、合成ゴム

第2 品名の区分

指定可燃物のうち綿花類、ぼろ及び紙くず、糸類、布類の不燃性又は難燃性の判断については、「45度傾斜バスケット法燃焼試験」に基づき行うものとする。

1 綿花類

- (1) トップ状の繊維とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。
- (2) 綿花類には、天然繊維、化学繊維の別なく含まれる。
- (3) 羽毛は綿花類に該当する。
- (4) 不燃性又は難燃性でない羊毛は、綿花類に該当するが、鉄メされた羊毛は、綿花類に該当しない。
- (5) 不燃性又は難燃性の繊維は、次のものが該当する。
 - ア 不燃性のものとしては、ガラス等の無機質の繊維がある。

イ 難燃性のものとしては、塩化ビニリデン系の繊維がある。

2 木毛及びかんなくず

- (1) 木毛には、木材を細薄なヒモ状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材だけに限らず、木綿、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）等も該当する。
- (2) かんなくずとは、手動又は電動かんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。製材所等の製材過程に出るおがくずや木っ端は該当せず、木材加工品及び木くずの品名に該当する。

3 ぼろ及び紙くず

ぼろ及び紙くずとは、繊維製品並びに紙及び紙製品で、それらの製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣服等が該当する。

4 糸類

糸類とは、紡績工程後の糸及び繭をいい、綿糸、毛紡糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸等があり、合成樹脂の釣り糸も該当する。

また、不燃性又は難燃性でない「毛糸」は、糸類に該当する。

5 わら類

- (1) わら類には、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。
- (2) 乾燥藁とは、いぐさを乾燥したものをいい、畳表、ゴザ等がこれに含まれる。
- (3) こも包葉たばこ、たる詰葉たばこ、製造たばこは、わら類には該当しない。

6 再生資源燃料

- (1) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原料とし、燃料等の用途に利用するため成形、固化して製造されたものをいう。代表的なものとして、次のものがある。

なお、製造されたものが燃料用途以外に使用される場合でも再生資源燃料に該当するが、廃棄処理の工程として単に塊状としただけのものは除かれる。

ア RDF (Refuse Derived Fuel)

家庭から出される塵芥ゴミ等の一般廃棄物（生ごみ等）を原料として、成形、固化することにより製造されたもの

イ RPF (Refuse Paper and Plastic Fuel)

廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原料として、成型、固化することにより製造されたもの

ウ 汚泥乾燥・固形燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合もある。）とし、添加剤等を加え製造されたもの

- (2) 合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料とする場合や木材加工品又は木くずを成型して燃料とする場合は、既に指定されている指定可燃物としての火災危険性に変化が生じないことから、再生資源燃料には該当しない。ただし、木くずや汚泥に添加剤を加えて加工する等、物品が持つ本来の性状が変化する場合には、再生資源燃料に該当する。

7 可燃性固体類

- (1) 可燃性固体類には、 α -クレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等が該当する。
- (2) 条例別表第8備考6の燃焼熱量及び融点については、JIS K 2279「原油及び石油製品一発熱量試験方法及び計算による推定方法」、JIS K0064「化学製品の融点および溶融範囲測定方法」による。

8 石炭・木炭等

- (1) 石炭は、無煙炭、瀝青炭、褐炭、亜炭、泥炭をいい、石炭を乾留して生産されるコークスもこれに該当する。
- (2) 練炭は、粉状の石炭、木炭を混合して成形した燃料で、豆炭やたどんもこれに該当する。
- (3) 天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンブラック）は該当しない。

9 可燃性液体類

可燃性液体類には、第2石油類、第3石油類、第4石油類、動植物油のうち一定の要件（引火点、可燃性液体量、燃焼点等）に適合するもので、危険物から除かれるものが該当する。

10 木材加工品及び木くず

- (1) 製材した木材、板、柱、半製品（製材した木材、板等を用いて組立てたもので完成品の一部品となるもの）及び完成した家具類等は、木材加工品に該当する。
- (2) 原木（立ち木を切り出した丸太の状態のもの）は、木材加工品に該当しないものである。ただし、丸太のまま使用する電柱材、木箱、建築用足場は、木材加工品に該当する。
- (3) 水中に貯蔵している木材は、木材加工品に該当しないものである。
- (4) 廃材及びおがくずは、木くずに該当するが軽く圧して水分があふれる程度浸漬されたものは、木くずに該当しないものである。
- (5) 防災処理された木材加工品は、不燃性又は難燃性を有していない限り、木材加工品に該当する。

1 1 合成樹脂類

(1) 合成樹脂類とは、石油等から化学的に合成される複雑な高分子物質で固体状の樹脂の総称をいう。熱を加えると軟化し、冷却すると固化する熱可塑性樹脂と加熱成型後さらに加熱すると硬化して不溶不融の状態となる熱硬化性樹脂に分かれる。熱可塑性樹脂としては、塩化ビニル樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン等があり、熱硬化性樹脂としては、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フタル酸樹脂、ポリエステル樹脂、ケイ素樹脂、エポキシ樹脂等が該当する。

(2) 合成樹脂類のうち、発泡させたものとは、概ね発泡率6以上のものをいい、梱包等に用いられる発泡スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当する。

なお、発泡ビーズは可燃性固体類に該当する。

(3) 条例別表第8備考9の不燃性又は難燃性の判断

JIS K 7201-2「プラスチック－酸素指数による燃焼性の試験方法－第2部：室内における試験」に基づいて行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が2.6以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う（「粉粒状又は融点の低い合成樹脂の試験方法」参照）（第3-2表参照）。

第3-2表 一般的に使用される合成樹脂の例

<p>酸素指数2.6未満の 合成樹脂の例※</p>	<p>アクリロニトリル・スチレン共重合樹脂（AS） アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂（ABS） エポキシ樹脂（EP）…接着剤以外のもの 不飽和ポリエステル樹脂（UP） ポリアセタール（POM） ポリウレタン（PUR） ポリエチレン（PE） ポリスチレン（PS） ポリビニルアルコール（PVAL）…粉状 [原料等] ポリプロピレン（PP） ポリメタクリル酸メチル（PMMA、メタクリル酸樹脂）</p>
<p>酸素指数2.6以上 又は 液状の合成樹脂の例</p>	<p>フェノール樹脂（PF） フッ素樹脂（PFE） ポリアミド（PA） ポリ塩化ビニリデン（PVDC、塩化ビニルデン樹脂） ポリ塩化ビニル（PVC、塩化ビニル樹脂） ユリア樹脂（UF） ケイ素樹脂（SI） ポリカーボネイト（PC） メラミン樹脂（MF）…球状 [原料等]</p>

	アルキド樹脂 (ALK)
--	--------------

※ 難燃化により酸素指数が26以上のものがある。

※ () 書は略号又は別名を示す。

- (4) 合成樹脂製品には、合成樹脂を主体とした製品で、他の材料を伴う製品（靴、サンダル、電化製品等）であって合成樹脂が容積又は重量において50%以上を占めるものが該当する。

なお、再生資源燃料に該当する場合は、合成樹脂の容積又は重量にかかわらず、再生資源燃料として取り扱う。

- (5) 不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずには、次のものが該当する。

ア 天然ゴム

ゴム樹から組成した乳状のゴム樹液（ラテックス）を精製したものであり、ラテックスを凝固して固体にしたものが生ゴムである。ラテックスは加硫剤を加え手袋や接着剤等に使用されている。

イ 合成ゴム

天然ゴムの組成がイソプレンの重合体であることに着目し、イソペンと構造が類似したブタジエンやクロロプレンを人工的に合成してできる重合分子化合物である（第3-3表参照）。

第3-3表 合成ゴムの例

スチレンブタジエンゴム (SBR)	ハイバロン
ニトリルブタジエンゴム (NBR)	アクリルゴム
ネオプレンゴム	シリコンゴム
ブチルゴム	フッ素ゴム
ステレオラバー	ウレタンゴム

ウ 再生ゴム

廃棄物ゴム製品を再び原料として使えるように加工したゴムで自動車タイヤ再生ゴム、自動車チューブ再生ゴム、雑再生ゴム等がある。

- (6) 不燃性又は難燃性ゴムにはシリコンゴム又はフッ素ゴムがあり、加硫剤によって不燃性又は難燃性となる。
- (7) ゴム製品とは、ゴムタイヤの他、ゴムを主体とした製品で、他の材料を伴う製品（ゴム長靴、ゴルフボール等）であってゴムが容積又は重量において50%以上を占めるものは、該当するものとする。ただし、エボナイト（生ゴムに多量のイオウを加えて比較的長時間加硫して得られる固いゴム製品をいう。）は該当しないものとする。
- (8) フォームラバー（ラテックス（水乳濁液）配合液を泡立たせ、そのまま凝固させ加硫した柔軟な多孔性ゴムをいう。）はゴム類に該当する（第3-4表参照）。

第3-4表 フォームラバーの例

エバーソフト	アポロソフト
グリーンフォーム	ヤカイフォーム
ファンシーフォーム	マックスフォーム
ラバーソフト	ハマフォーム

(9) ゴム半製品とは、原料ゴムとゴム製品との中間工程にあるすべての仕掛品をいう。

1.2 紙類

- (1) 洋紙とは、機械すき法によって作られる紙の総称をいう。新聞用紙、印刷用紙、筆記用紙、図面用紙等が該当する。
- (2) 和紙とは、手すき法で作られる紙をいうが、現在では、機械すきで作られているものが多く、半紙、襖紙が該当する。
- (3) 板紙とは、洋紙のうち紙箱用の厚紙をいい、段ボール原紙、白板紙、黄板紙、建材原紙等が該当する。
- (4) ルーフィングには、古紙、羊毛、綿、麻等を原料とし、厚くすいた平滑で柔軟な紙（ルーフィング原紙）及びこれにアスファルト他を浸透したもの等が該当する。
- (5) 段ボールとは、段ボール原紙から造られた紙箱をいう。
- (6) 雑誌、新聞、製本等で印刷又は製本行程を経た後、一括貯蔵されているもの及び合成紙は、紙類に該当する。

1.3 穀物類

粉状のものに限って該当する。

なお、不燃性の容器に収納密栓され貯蔵・保管されているものは、該当しないものとする。

1.4 布類

- (1) 天然繊維、化学繊維の別なく布状のものは該当する。
- (2) セーター等の毛編物、商品としてのウエス及び麻袋等は、布類に該当する。

1.5 品名の異なる指定可燃物が一体となった製品等

- (1) 品名が異なる指定可燃物が一体となった製品（例：ビーチサンダル、ソファー等、布と合成樹脂が一体となった製品）は、いずれかの重量又は容積が50%以上の品名に該当する。
- (2) 品名に該当する物品と品名に該当しない物品からなる製品は、品名に該当する物品の重量又は容積が50%以上である場合に、指定可燃物に該当する。
- (3) 建築廃材等で複数の物品が成形、固化されずに混在しているものについては、物品ごとに条例別表第8の品名に照らして、その数量以上となる物品を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所として規制する。

1 6 自己発熱性物品等

- (1) 自己発熱性物品等には、一般的に次のようなものが該当する。

なお、条例別表第8に掲げる品名の区分とは別に、物品が本来有する性質のほか、形状、貯蔵状態、周囲の環境等により、発熱等の危険性を有するものが該当する。ただし、通常の貯蔵、保管状態において発熱等のおそれがない場合は該当しない。

- ア 油ぼろ（不飽和脂肪酸を含む動植物油が染み込んだもの）
- イ 生ごみ等の有機物が含まれる再生資源燃料
- ウ 石炭・木炭類
- エ 木くず（チップ状のもの）

- (2) 新たに開発された物品、集積方法等で、自己発熱性等の性質を示すおそれのあるものについては、「国連勧告基準に基づく自己発熱性物質の試験方法」によるほか、熱分析試験等により危険性を把握するよう指導する。◆

第3 指定可燃物の貯蔵及び取扱い

指定可燃物の貯蔵及び取扱いは、次による。

1 貯蔵及び取扱いに該当する場合

条例別表第8の数量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合、工場において製造又は加工する場合、工事用資機材として貯蔵し、又は取り扱う場合等

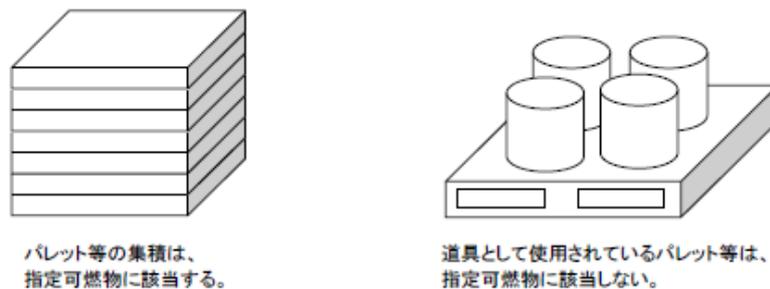
- (1) 「貯蔵」とは、保管を目的として屋外、倉庫内等に集積すること。
- (2) 「取扱い」とは、指定可燃物に係る製造、加工等をいう。

2 貯蔵及び取扱いに該当しない場合の例

- (1) 一定の場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファー、椅子、学校の机、ホテルのベッド類等
- (2) 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの
- (3) 百貨店等において陳列、展示しているもの
- (4) 美術品、芸術品等として展示しているもの
- (5) 施工された時点の建築物の断熱材や吸着剤、地盤の改良材、道路の舗装材等
- (6) ビールケース、パレット等を搬送用の道具等として使用する場合
(第3-1図、第3-2図参照)



第3-1図 ビールケース（合成樹脂類）の場合



第3-2図 パレット等（合成樹脂類）の場合

第4 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い

1 可燃性固体類等の同一場所の扱い

可燃性固体類等の同一場所の扱いは、少量危険物に準ずる。

2 綿花類等の同一場所の扱い

(1) 屋外の場合

原則として敷地ごととする。ただし、防火上安全な距離を有する場合はこの限りでない。

(2) 屋内の場合

原則として建築物ごととする。ただし、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う室の壁、柱、床及び天井（天井がない場合は、上階の床）が耐火構造であって、かつ、開口部には自閉式特定防火設備（上階との区画においては煙感知器連動によるものも可）が設けられている場合は、当該室ごととすることができる。

第5 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物の数量の算定については、条例別表第8の数量以上の品名のみを合算した数量とする。

第6 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準（第33条第1項）

1 容器への収納（第1号イ）

第2章、第2、9、（1）の例による。

2 内装容器等への表示（第1号ロ）

化粧品の内装容器等で最大容量が300mL以下のものについては、同一の意味を有する他の表示をもって代えることができる。

3 容器等の積み重ね高さ（第2号）

第2章、第2、10の例による。

第7 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準（第33条第2項）

1 空地（第1号）

屋外の貯蔵取扱所の周囲に設ける空地等は次による。

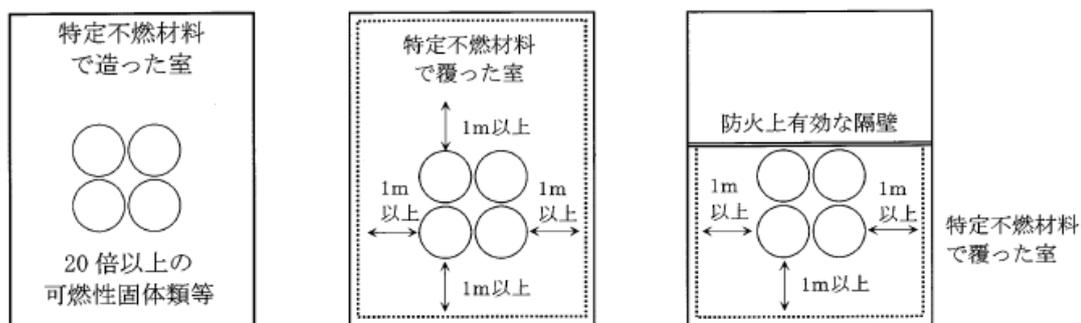
(1) 空地、防火上有効な塀並びに開口部のない防火構造の壁及び不燃材料で造った壁は、屋外の少量危険物貯蔵取扱所の例による。

(2) 金属で気密に造られた設備については、条例第33条第2項第1号の表のタンク又は金属製容器の項に掲げる空地の幅を適用できる。

2 条例別表第8に定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合（第2号）

(1) 「防火上有効な隔壁」とは、耐火構造又は防火構造で小屋裏に達するまで完全に区画されていることをいう。

(2) 防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内で壁、柱、床及び天井を特定不燃材料で覆った室内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、隔壁に面する部分を除きその周囲には幅1m以上の空地を保有する（第3-3図参照）。



第3-3図 20倍以上の可燃性固体類等を屋内に貯蔵し、又は取り扱う場合の例

第8 基準の準用（第33条第3項）

準用規定によるほか、次により指導する。◆

1 タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合

- (1) 屋外のタンクにおいて、30倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危政令第11条の規定（特定屋外貯蔵タンクに係るものを除く。）による。
- (2) 次に掲げる可燃性液体類等を30倍以上貯蔵し、又は取り扱うタンクには、全量以上の容量を収納できる流出防止措置を講じる。
 - ア 20℃で液状の可燃性固体類等
 - イ 20℃で液状の動植物油類
 - ウ 液状で貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類
 - エ 液状で貯蔵し、又は取り扱う動植物油類
- (3) 車両に固定されたタンク（容量が4,000Lを超える場合）に、可燃性固体類等を液状で貯蔵し、又は取り扱う場合は、その内部を4,000L以下ごとに厚さ3.2mm以上の鋼板又は、これと同等以上の機械的性質を有する材料で完全な間仕切りを設ける。

2 タンク以外において貯蔵し、取り扱う場合

液状で貯蔵し、又は取り扱うもので、漏れた場合に固体となるものは、次の(1)又は(2)によらないことができる。

- (1) 屋外において、液状で貯蔵し、又は取り扱う場合
条例第31条の3第2項第2号による基準
- (2) 屋内において、液状で貯蔵し、又は取り扱う場合の床の構造
条例第31条の3の2第3号による基準

第9 綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準（第34条第1項）

1 火気の使用（第1号）

「みだりに火気を使用しないこと」とは、綿花類等の性質、作業工程等を考慮し、火気の使用は次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 正当な理由がある場合に限ること。
- (2) 管理が徹底されていること。
- (3) 防火上安全な場所であること。
- (4) 安全な方法による火気の使用であること。
- (5) 可燃性の微粉が著しく多量に浮遊するおそれのある場合は、換気設備又は集塵装置を設置し、粉じんの滞留を防止すること。

2 係員（第2号）

「係員」とは、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所において、常時業務に従事する者をいう。

3 綿花類等の整理（第3号）

「危険物と区分して」とは、火災予防上安全な距離として1 m以上を確保し、かつ、それぞれを明確に区分し、管理を徹底することをいう。

また、「地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置」とは、囲い、ロープ掛け等の措置をいう。

4 綿花類等の廃棄（第4号）

「1日1回以上」とは、作業工程等の実態に応じ、その回数を定めるものであり、原則として「綿花類等のくず、かす等」が発生した場合は、直ちに処理すること。

5 廃棄物固形化燃料等の集積高さ（第5号ハ）

「拡大防止の措置を講じることができるよう5メートル以下の適切な集積高さ」とは、発熱又は可燃性ガスの発生を安全な範囲内に制御できる高さをいう。

6 廃棄物固形化燃料等の監視（第5号ニ）

廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合の温度、可燃性ガス濃度の監視については、次による。

- (1) 当該物品の標準情報（TR）、安全データシート（SDS）等を踏まえて、適切に管理できる範囲の値を設定する。
- (2) 温度計その他の測定装置による監視又は巡回、サンプリング等により、適切に管理できる値の範囲内で貯蔵されていることを随時確認する。
- (3) 当該物品の変質等を防止するため換気、防湿、冷却等により貯蔵する場所の環境を管理したり、定期的に全量を払い出したりして長期貯蔵を回避する等、必要な措置を講じる。

第10 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準（第34条第2項）

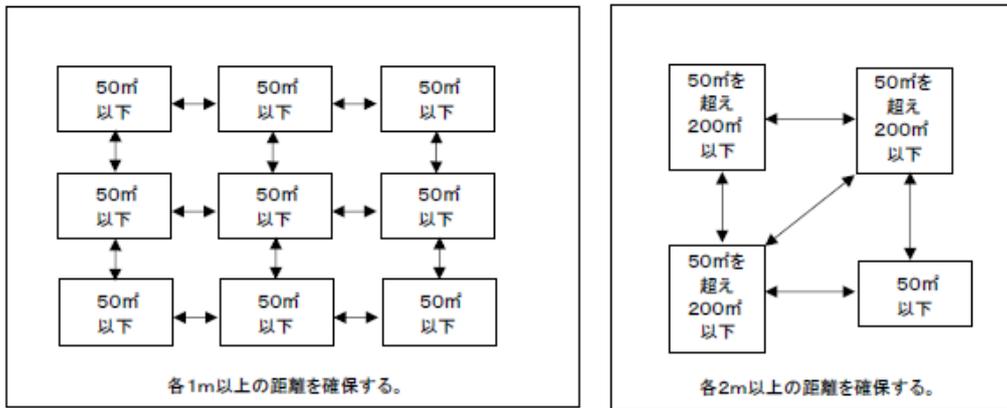
1 標識、掲示板（第1号）

第2章、第3、1の例による。

2 綿花類等（廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類を除く。）を集積する場合（第2号）

集積単位相互の距離は、次の例による（第3-4図参照）。

また、「散水設備等を設置した場合」とは、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備等を設けた場合をいう。



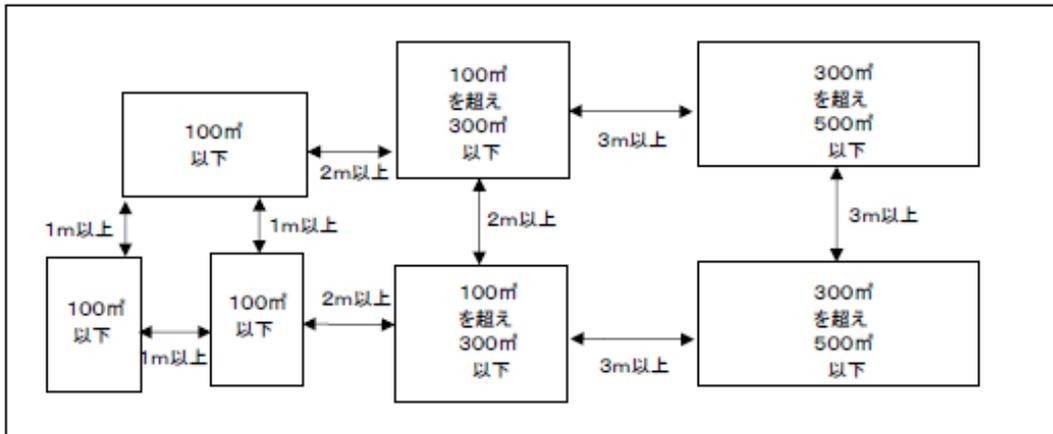
第3-4図 (1集積単位の面積は200㎡以下とする。)

3 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合 (第3号)

(1) 集積する場合 (第3号イ)

集積単位相互の距離は、次の例による (第3-5図参照)。

また、「火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置」とは、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備等の設置によるものとし、この場合は、同号表に掲げる距離を適用しないことができる。



第3-5図 (1集積単位の面積は500㎡以下とする。)

(2) 屋外での貯蔵又は取扱い (第3号ロ)

ア 条例第31条の3第2項第1号の規定による。

なお、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う設備が金属で気密に造られたものである場合は、同号中の表中「タンク又は金属製容器」の項に示す空地の幅 (1m以上) とすることができる。

イ 必要に応じ、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲の四隅、隅角部等

をくい、縁石、塗装等により表示するよう指導する。◆

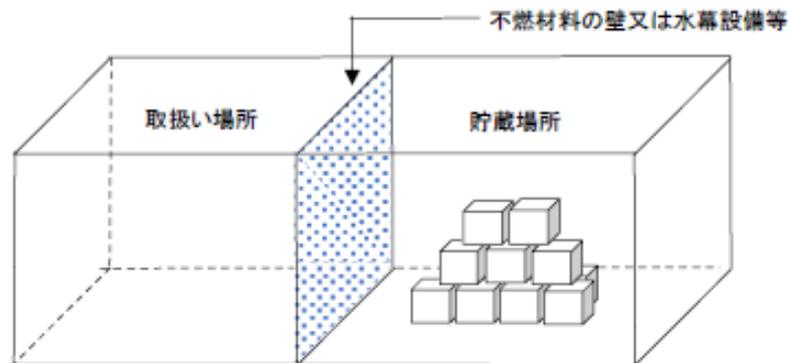
ウ 「火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置」とは、水幕設備、ドレンチャー設備若しくはスプリンクラー設備又はこれらと同等の有効に散水できる装置等を設けた場合をいう。

(3) 屋内での貯蔵又は取り扱い（第3号ハ）

屋内において貯蔵場所と取扱場所の間及び異なる取扱いを行う場所相互の間の区画は、次のいずれかによること（第3-6図参照）。

ア 不燃材料、準不燃材料又は難燃材料のほかこれに類する防火性を有する材料により区画

イ 水幕設備、ドレンチャー設備若しくはスプリンクラー設備又はこれらと同等の有効に散水できる装置等により区画



第3-6図 合成樹脂類の取扱場所と貯蔵場所を区画する例

4 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合（第4号）

条例第34条第2項第3号イ及びニの規定の例によるほか、次によること。

(1) 「発熱の状況を監視するための温度測定装置」は、発熱の有無を適正に監視できるよう精度、設置位置等に留意すること。

(2) 「迅速に排出することができる構造」とは、次に示すものがある。

ア タンク等の下部を開放することで、内容物の全量が落下する等により即時に排出される構造のもの

イ タンク等の内部に異常が生じてから危険な状態になる前に、通常の搬出設備以外で、外部へ搬出又は排出することができる機構を備えたもの

第4章 消火設備

第1 少量危険物

少量危険物貯蔵取扱所には、次に掲げる基準により消火設備を設けること。

1 移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱所

- (1) 法第17条第1項の規定の適用を受ける場合は、その規定に基づいた消火設備を設ける。
- (2) 法第17条第1項の規定の適用を受けない屋外の少量危険物貯蔵取扱所については、貯蔵、又は取り扱う危険物に適合する第5種の消火設備を設ける。

2 移動タンク

移動タンクにおいて、危険物を貯蔵し、取り扱う場合は、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年9月17日自治省令第27号）第8条に規定する自動車用の消火器を1個以上設ける。

なお、自動車用の消火器とは、一般の消火器の試験内容に加えて同省令第30条に規定する振動試験が実施されたもので、「自動車用」と表示されたものである。

第2 指定可燃物

指定可燃物貯蔵取扱所には、次に掲げる基準により消火設備を設けること。

1 可燃性固体類等の指定可燃物貯蔵取扱所

- (1) 施行令別表第2に掲げるもののうち貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物に適応する消火器具を設ける。
- (2) 条例別表第8で定める数量の500倍以上のものを貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所にあつては、前号の規定によるほか、大型消火器を設ける。
- (3) 可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外のタンク（引火点が100℃以上のもののみを100℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）のうち、高さが6m以上のもの又は最大水平断面積が40㎡以上のものにあつては、前各号の規定によるほか、水噴霧消火設備又は固定式の泡消火設備を設けるよう指導する。◆

なお、消火設備は危規則第32条の5又は第32条の6（第2号を除く。）の規定により設ける。

2 綿花類等の指定可燃物貯蔵取扱所

- (1) 屋外において貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所の消火設備については、前項の規定を準用する。
- (2) 屋内において貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所の消火設備については、前項の規定を準用する。

なお、同項中「水噴霧消火設備又は固定式の泡消火設備」とあるのは「水噴霧消火設備、固定式の泡消火設備又はこれらと同等以上の効果を有する固定式の消火設備」と読み替えるものとする。